

埋蔵文化財試掘調査報告 XVII

香川県内遺跡発掘調査

平成16年 3 月

香川県教育委員会

例 言

1. 本書は香川県教育委員会が平成15年度国庫補助事業として実施した香川県内遺跡発掘調査の概要報告書である。
2. 平成15年度の調査対象地は、国道32号・国道11号・国道438号、県道建設・改良予定地のうち紫雲出山線・多度津丸亀線・財田満濃線・円座香南線・西植田高松線建設予定地、国事業予定地で国分台演習場における演習予定地、県事業予定地で都市計画道路富士見町線道路改築事業予定地・高松工芸高校南館建設予定地、さらに県営農業基盤整備事業のうち県営ほ場整備事業で綾上山田地区、経営体育成基盤整備事業で綾南部地区、中山間地域総合整備事業で白鳥南地区、県営農道整備事業で桑山地区農道整備事業予定地、ため池等総合整備事業で北条池改修事業予定地である。
3. 調査は香川県教育委員会事務局文化行政課 主任 片桐孝浩、主任技師 松本和彦が担当した。
4. 本書の執筆は調査の分担に応じて以下のように行い、全体編集は松本が担当した。
第2章(1)・(2)1～3、第3章(2)8、第5章(2)4……………片桐
上記以外……………松本
5. 本書の挿図の一部には国土交通省国土地理院発行の2万5千分の1地形図と2千5百分の1国土基本図を使用した。
6. 調査の実施にあたっては、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所、中国四国農政局香川農地防災事業所、香川県土木部道路建設課、香川県土木部都市計画課、香川県土木部道路保全課、香川県長尾土木事務所、香川県高松土木事務所、香川県坂出土木事務所、香川県普通寺土木事務所、香川県西讃土木事務所、香川県農林水産部土地改良課、香川県農林水産部農村整備課、香川県東讃土地改良事務所、香川県中讃土地改良事務所、香川県西讃土地改良事務所、東かがわ市、高松市、坂出市、普通寺市、丸亀市、普通寺市、綾上町、綾南町、綾歌町、多度津町、豊中町の各教育委員会、その他地元関係各位及び財団法人香川県埋蔵文化財調査センターの協力を得た。

目 次

第1章 平成15年度香川県内道路発掘調査事業の実施に至る経緯	1
第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査	
(1) はじめに	3
(2) 調査の概要	
1. 綾歌バイパス道路改良工事	3
2. 善通寺バイパス道路改良工事	12
3. 坂出・丸亀バイパス道路改良工事	17
4. 国道438号道路改修事業(坂出工区)	19
5. 国道438号道路改修事業(飯山工区)	23
第3章 県道建設予定地内の調査	
(1) はじめに	27
(2) 調査の概要	
1. 紫雲山線道路改修事業(須田工区)	27
2. 多度津丸亀線道路改修事業(奥白方工区)	29
3. 多度津丸亀線道路改修事業(多度津工区)	32
4. 多度津丸亀線道路改修事業(丸亀工区)	36
5. 財田満濃線交通安全施設整備工事	38
6. 円座香南線道路改築事業	41
7. 西植田高松線道路改良工事	46
8. 県道津田白鳥引田線緊急地方道路整備事業	50
第4章 国・県事業予定地内の調査	
(1) はじめに	52
(2) 調査の概要	
1. 都市計画道路富士見町線道路改築事業	52
2. 老朽校舎棟改築事業(高松工業高校南館)	56
3. 国分台演習場における埋蔵文化財試掘調査	58
第5章 農林事業等予定地内の調査	
(1) はじめに	63
(2) 調査の概要	
1. 県営ほ場綾上山田地区整備事業	63
2. 経営体育成基盤整備事業(綾南南部地区)	69
3. 県営中山間地域総合整備事業(白鳥南地区)	75
4. 県営ため池等総合整備事業(北条池地区)	78
5. 県営単独緊急農道事業(桑山地区)	81

第1章 平成15年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯

香川県教育委員会（以下、「県教委」という）は、国民共有の貴重な文化遺産である埋蔵文化財の適切な保護を図るため、昭和58年度以来、過去18回にわたり国庫補助事業として遺跡詳細分布調査及び遺跡発掘調査を実施してきた。

昭和61年度から開始した遺跡詳細分布調査は、昭和63年以降、県道建設事業や県営ほ場整備事業を調査対象に加え、平成5年度以降ではさらにその他の県事業も加えて、国・県主体の開発事業に伴う適切な埋蔵文化財の把握と保護に努めてきた。平成7年度には、整備が急がれている四国横断自動車道（津田～引田間）建設予定地内の分布調査を実施し、広大な大型事業にも随時対応を図っている。さらに平成8年度には、県内全域の埋蔵文化財包蔵地を対象として種々の開発事業に対する事前の調整を図ることを主眼に置き、事業名を「香川県内遺跡発掘調査事業」に変更し継続して分布・試掘調査を中心に事業を遂行している。

平成15年度は従前の調査方法を踏襲し、国道事業、県道事業、国・県事業及び農林事業等予定地を対象として事業を実施した。事業の実施概要としては、昨年度末に国・県等の事業課に将来3年間（平成15～17年度）の事業計画を照会し、回答のあった事業に対し、遺跡地図と照合した結果を第1表のとおり回答した。その後、回答結果に基づいて関係各課と協議を重ねながら、必要なものについて分布・試掘調査等を実施し、事業実施前に埋蔵文化財の保護に係る必要な協議資料を得てきたものである。

なお、事業実施機関は香川県教育委員会事務局文化行政課で、今年度の体制は下記のとおりである。

香川県教育委員会文化行政課	総括	課長	北原和利
		課長補佐	森岡 修
	総務	副主幹	大山真充
		主任	香川浩章
		主査	須崎陽子
	埋蔵文化財	主任主事	八木秀憲
		主任	片桐孝浩
		文化財専門員	佐藤竜馬
		主任技師	松本和彦

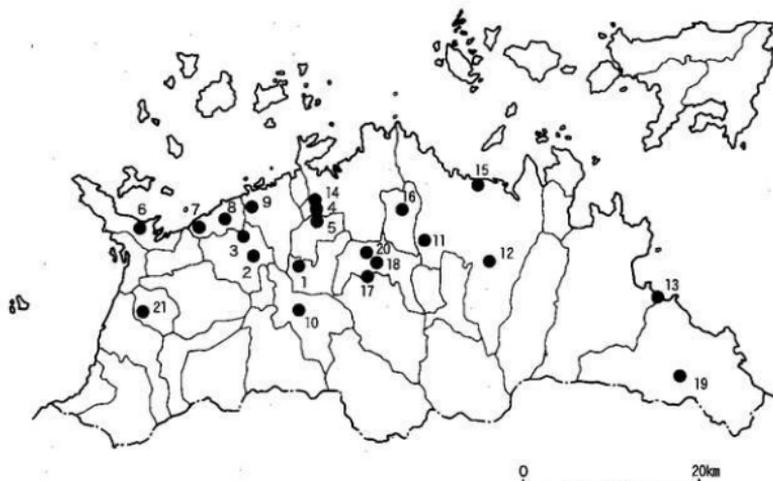
(回答様式)

区分	埋蔵文化財包蔵状況及びその取り扱い要綱
史 A	事業予定地は史跡・名勝・天然記念物指定地内に含まれるため、現状変更許可が必要です。については、事前にその取り扱いについて当課と協議願います。
A	事業予定地に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しているため、事業実施前のできるだけ早い段階で当課と協議願います。
B	事業予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接しているため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
C	事業予定地及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が広大であるため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
D	工事実施中に出土品の出土等により、新たに遺跡と認められるものを発見した場合には文化財保護法第57条の6第1項の規定による遺跡発見の通知を事業地の市町教育委員会に提出するとともに、その取り扱いについて、当課と協議願います。

(遺跡地図との照合結果)

事業区分	史 A	A	B	C	D	合計
国事業関連	0	10	15	27	68	120
県道事業関連	0	5	56	44	143	248
その他県事業関連	1	10	29	51	102	193
農林事業関係	0	10	17	19	67	113
合計事業数	1	35	117	141	380	674

第1表 平成15年度対象事業の取り扱い結果一覧



第1図 調査地位置図 (番号は第2表に対応する)

事業区分	事業名	番号	所在地	調査期間		面積 (㎡)	種	時代	容	
				分別調査	成組調査					
A. 国事業	線歌バイパス道路改良工事(栗原西地区)		線歌町栗原西	5月10日	5月20日	50	-	-	事前の保護措置不要	
	線歌バイパス道路改良工事(栗原南地区)	1	線歌町栗原上	1月8日	1月20日	66	-	-	事前の保護措置不要	
	線歌バイパス道路改良工事(栗原東地区)		線歌町栗原東	1月8日	1月21~23日	238	-	-	事前の保護措置不要	
	普満寺バイパス道路改良工事	2	普満寺市生野町原	6月16日	6月19・20・25・26	272	集落跡	古墳 古代	記録保存予定	
	弘出・丸亀バイパス道路改良工事	3	普満寺市都木町	-	10月28日	35	-	-	事前の保護措置不要	
	弘出48号道路改良工事(弘出工区)	4	坂出市川津町	5月27日	6月23~25日	106	-	-	事前の保護措置不要	
B. 県道事業	国道435号道路改良工事(飯山工区)	5	線歌町飯山町	5月27日	2月2~6日	144	集落跡	弥生	記録保存予定	
	紫雲出山線道路改良工事(原田工区)	6	三郷町原田町	-	4月14日	50	-	-	事前の保護措置不要	
	多度津丸亀線道路改良工事(奥方工区)	7	仲多度郡多度津町	4月28日	6月3~4日 2月9日	88	集落跡	弥生	記録保存予定	
	多度津丸亀線道路改良工事(多度津工区)	8	仲多度郡多度津町	7月24日	2月9~16日 9・15日	156	集落跡	弥生	記録保存予定	
	多度津丸亀線道路改良工事(亀工区)	9	丸亀市津森町	-	10月21日、12月 9・15日	157	集落跡	弥生	記録保存予定	
	財田湖沼交通安全施設整備工事	10	仲多度郡線道町	10月29日	10月28~30日	13	山城	中世	記録保存予定	
	円瀬谷河原線道路改良工事	11	高松市西山崎町	-	9月30日~10月2日	177	-	-	事前の保護措置不要	
	西畑田高松線道路改良工事	12	高松市川島本町	12月26日	1月25~29日	224	集落跡	弥生	記録保存予定	
	津田白鳥引田線緊急地方道路整備事業	13	東かがわ市高藤	6月4日	6月12日	70	-	-	事前の保護措置不要	
	藤中計画道路富十見町線道路改良工事	14	坂出市花町	4月23日	5月29日 8月25~26日	33	-	-	事前の保護措置不要	
	C. 国・県事業	老朽校舎改良事業(高松工区高松南校舎)	15	高松市番町	-	8月12日	12	-	-	事前の保護措置不要
		国分台宮内陣における重要文化財調査	16	線歌郡国分寺町	-	11月12~21日	140	包合地 寺蹟	旧石器 古代	保存係集中
県宮はな線土山地区整備事業		17	線歌郡線上町	-	5月6~12日 10月20~22日	65	古墳	古墳	事前の保護措置不要	
経営体育成豊整備事業(津南南部地区)		18	線歌郡津南町	8月11日 9月10日	8月21日、9月1日、 10月23~27日	200	集落跡	弥生・古代	事前の保護措置不要	
D. 農林事業等	県宮中山間地域総合整備事業(白鳥南地区)	19	東かがわ市東山	4月17日	5月12~22日 10月9~10日	230	集落跡	中世	盛土保存	
	県宮たの池寺総合整備事業(北条池地区)	20	線歌郡線南町	-	2月17・19日	122	-	-	事前の保護措置不要	
	県宮早稲野緊急農道事業(奥山地区)	21	三郷郡奥山町	1月9日	2月16日	54	-	-	事前の保護措置不要	

第2表 香川県内道路発掘調査総括表

第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査

(1) はじめに

国道バイパス等建設に伴う埋蔵文化財の保護については、これまで県教委と国土交通省香川河川国道事務所及び県土木部道路建設課との間で適宜協議を行い、その適切な保護に努めてきた。今年度も国道32号バイパス（綾歌バイパス）、国道319号バイパス（普通寺バイパス）、国道11号バイパス（坂出・丸亀バイパス）について、国土交通省と継続的に調整を行い、綾歌町内区間、普通寺市生野町区間、普通寺市稲木町区間で試掘調査を実施した。その中で普通寺バイパスで埋蔵文化財包蔵地を確認し、保護措置が必要と判断し、それ以外については埋蔵文化財包蔵地を確認していない。

(2) 調査の概要

1. 綾歌バイパス道路改良工事

(位置と経緯)

綾南・綾歌・満濃バイパスは国道32号線のバイパスとして綾南町から仲南町に至る総延長21.7kmのバイパスで、すでに高松市内区間の円座バイパスの4.9kmについては平成6年までに共用が開始されている。今回の対象地は綾歌工区（綾歌町内）の総延長6.0kmの区間である。

栗熊西地区

栗熊西地区は綾歌郡綾歌町栗熊西に所在する。

調査前の踏査で微地形を復元した結果、ほぼ現在の国道32号線が丘陵の頂部と並行していることが確認でき、今回の調査区が東側では斜面部に、西側では谷筋にあたることが確認できた。この丘陵と谷筋を考慮し、トレンチ配置を決定した。

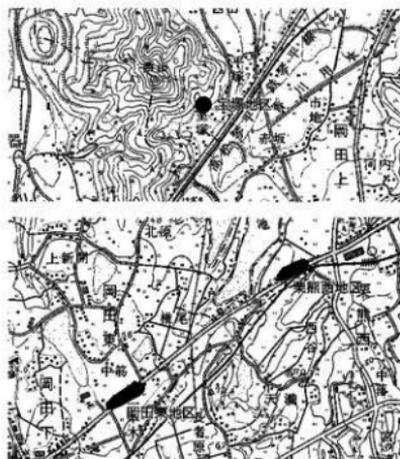
試掘調査は平成15年5月20日に実施した。

(調査結果)

調査の結果、トレンチ①・②では斜面部高所を削平し、平坦地を造っていることが解り、耕作土直下若干の遺物を含まない堆積層があり、その下でかなり削平を受けた基盤層がトレンチ全域で確認できた。トレンチ③では谷筋に直行するように設定したことから北西部分で谷筋部分の堆積層が確認でき、ちょうどこの部分が丘陵から谷部へと変わる肩部になるものと考えられる。トレンチ④ではかなり客土をしており詳細は不明であるが、トレンチ③の肩部とはほぼ同じ標高であることから谷部にあたるものと考えられる。トレンチ⑤ではトレンチ①・②と同様にかなり削平され、耕作土直下若干の堆積層下に基盤層が確認できる。

(まとめ)

以上から、調査対象地がかなり削平されていることが解り、堆積層間及び基盤層上面に遺構が所在しないことと堆積層に遺物が含まれていないことから埋蔵文化財に関する事前の保護措置は不要であると判断した。



第2図 遺跡位置図（「澁宮」「普通寺」）



写真1 トレンチ1全景



写真2 トレンチ5全景

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
①	0.9×17.0 (15.3㎡)	なし	なし	耕作土直下に約19cmの茶やまぶき色粘質土の堆積層があり、その下で淡茶やまぶき色砂混じり粘質土・茶青灰色砂混じり粘質土の基盤層となる。
②	0.9×16.0 (14.4㎡)	なし	なし	耕作土・床土直下に約17cmの淡灰茶色砂混じり粘質土の堆積層があり、その下でこげ茶灰色粘質土・明青灰茶色砂混じり粘質土の基盤層となる。
③	0.9×8.0 (7.2㎡)	なし	なし	耕作土直下に約10cmの灰やまぶき色粘質土、5cmの灰色粘質土の堆積層があり、その下で明茶白灰色粘土層の基盤層となる。 谷筋側（北西側）では谷筋の堆積層である暗茶灰色粘質土を確認できたが、遺物を含まない。
④	0.9×6.0 (5.4㎡)	なし	なし	現地表面から約180cmが花崗土の客土か認められ、その下で耕作土が確認できた。耕作土直下に約10cmの濁茶やまぶき色粘質土の堆積層があり、その下で淡青灰やまぶき色粘質土の基盤層となる。
⑤	0.9×8.0 (7.2㎡)	なし	なし	耕作土直下に約10cmの淡やまぶき色粘質土の堆積層があり、その下で明青灰やまぶき色粘質土の基盤層となる。

第3表 各トレンチの概要（栗熊西地区）



第3図 トレンチ配置図(栗熊西地区 S=1/2,000)

室塚地区

今回の試掘対象地は綾歌郡綾歌町岡田上(室塚地区)所在する。

室塚地区は平成12年度に発掘調査が実施された室塚遺跡の東側にある丘陵上に位置する。この室塚遺跡では丘陵上のA区から弥生時代後期の木棺墓7基を含む10基の墓群と古墳時代終末期の周溝及び横穴式石室を持つ古墳を、谷状地形のB区から弥生時代中期後半以降に埋没した川跡を検出している。

今回の調査区はB区の東側の丘陵上に位置し、河跡最下流から弥生時代中期後半～後期初頭の土器が、中位から中世前半の土器が出土していることから、この付近及び丘陵上に弥生時代・中世の集落があることが予想された。

試掘調査は平成16年1月20日に実施した。

試掘調査は調査地内に合計6本のトレンチを設定した。

(調査結果)

調査の結果、トレンチ①～⑥の全てで耕作土直下淡茶黄白色粘質土の地山を検出し、トレンチ④のほぼ中央部で残りの悪い弥生時代中期末～後期初頭頃の土坑1基検出したのみである。

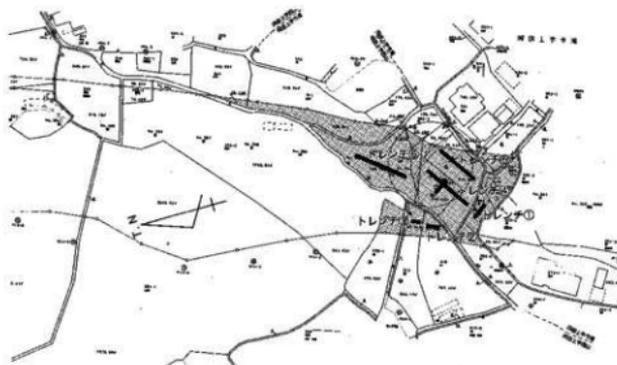
今回の対象地はかなり後世に改変(地下げ)を受けているようで、トレンチ⑥を除くと耕作土・地山間に堆積層がない状況である。またトレンチ④で弥生時代の遺構を確認したが、残存状況が悪い。

(まとめ)

トレンチ④以外に遺構が確認できなかったこと当初の想定どおり弥生時代の集落跡の可能性はあるが、後世の地下げで削平されたものと考えられることから埋蔵文化財に関する事前の保護措置は不要であると判断した。

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
①	0.8×7.0 (5.6㎡)	なし	なし	耕作土 (約20cm) 直下から淡茶黄白色粘質土 (地山) となる。
②	0.8×5.0 (4.0㎡)	なし	なし	耕作土 (約20cm) 直下から淡茶黄白色粘質土 (地山) となる。
③	0.8×3.0 (2.4㎡)	なし	なし	耕作土 (約25cm) 直下から淡茶黄白色粘質土 (地山) ブロックの客土が1m以上堆積する。
④	0.8×28.0 (22.4㎡)	土坑1基 (直径約1.9m、 深さ約0.2m)	弥生時代中期末～ 後期初頭頃の土器片 少量	耕作土 (約20cm) 直下から淡茶黄白色粘質土 (地山) となる。 かなり削平を受けており、遺構は土坑以外に確認できない。
⑤	0.8×18.0 (14.4㎡)	なし	なし	耕作土 (約20cm) 直下から淡茶黄白色粘質土 (地山) となる。
⑥	0.8×22.0 (17.6㎡)	なし	なし	腐葉土 (約20cm) 直下から白黄色粘質土 (約17cm)、茶白色粘質土 (岩盤、地山) となる。 それぞれの堆積層間及び地山上面では遺構を検出していない。また堆積層に遺物を含まない。

第4表 各トレンチの概要 (室塚地区)



第4図 トレンチ配置図 (室塚地区 S=1/2,000)



写真3 調査区全景



写真4 トレンチ4全景

岡田東地区

岡田東地区は綾歌郡綾歌町岡田東に所在し、平成15年5月20日に綾歌バイパスの試掘調査を実施した栗熊西地区の西側に位置する。

試掘調査は平成16年1月21日～23日に実施した。

調査区内の微地形を復元すると調査区西側に僅かな谷筋が2箇所確認できた。

この谷筋に挟まれた微高地部と谷筋の状況を考慮し、12本のトレンチを設定した。

(調査結果)

調査の結果、トレンチ⑦～⑨、⑪・⑫で谷筋を確認し、それ以外の部分については微高地であることを確認した。

トレンチ①～⑥・⑩についてはそのほとんどで耕作土直下淡黄茶色粘質土の地山となり、トレンチ⑥で堆積層を確認するものの、遺物は包含されていないことを確認した。トレンチ⑦～⑨については浅い谷筋で、下部に砂質土あるいは砂粒を含む粘質土の堆積が認められたが、遺物は包含されていない。トレンチ⑪・⑫でも浅い谷筋を検出した。この谷筋は最下層に黒褐色粘土層があることから湿地状を呈していたものと考えられる。トレンチ⑪ではこの谷筋東側に併行するように溝を1条検出した。またトレンチ⑫では黒褐色粘土層下で柱穴を検出したが、これ以外に遺構は検出していない。

(まとめ)

以上から、調査区西部のトレンチ⑪・⑫で遺構を検出したが、遺構は希薄で、時期を決定する土器も出土していないこと、近接する部分がかなりの削平を受けていること、谷筋部分の堆積層に遺物が含まれていないことから埋蔵文化財に関する事前の保護措置は不要であると判断した。

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×22.0 (22.0m)	なし	なし	耕作土(約20cm)直下から淡黄茶色粘質土(地山)となる。

第5表 各トレンチの概要(1)(岡田東地区)

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
②	1.0×31.0 (31.0㎡)	なし	なし	耕作土 (約20cm) 直下から淡茶黄色粘質土 (地山) となる。
③	1.0×12.0 (12.0㎡)	なし	なし	約40cmの客土下に耕作土 (約10cm) があり、耕作土直下から淡茶黄色粘質土となる。
④	1.1×18.0 (19.8㎡)	なし	近世瓦	耕作土 (約18cm) 直下から客土 (宅地造成に伴う 約138cm) があり、その下は旧耕作土 (約14cm)、明青灰茶色粘質土 (地山) となる。 客土下はトレンチ③で検出した状況と同じ。
⑤	0.8×4.0 (3.2㎡)	なし	なし	耕作土 (約20cm) 直下に客土 (約50cm) があり、茶黄色粘質土 (地山) となる。
⑥	1.0×7.0 (7.0㎡)	なし	なし	腐葉土 (約20cm) 直下から淡灰茶色粘質土 (約6cm)、灰色粘質土 (約4cm)、淡灰黄色粘質土 (約12cm)、濁褐色粘質土 (約11cm)、茶黄色粘質土 (地山) となる。それぞれの堆積層間及び地山上面では遺構を検出していない。堆積層に遺物を含まない。
⑦	1.0×12.0 (12.0㎡)	なし	なし	地表下約30cmの客土がある。 その下に濁茶灰色粘質土 (地山ブロックを含む 約28cm)、暗灰色砂混じり粘質土 (約8cm)、灰色砂質土層 (約10cm)、淡茶やまぶき黄色粘質土 (地山) となる。トレンチほぼ中央部で西に傾斜する谷筋となる。それぞれの堆積層間では遺構を検出していない。また堆積層に遺物を含まない。
⑧	1.0×14.0 (14.0㎡)	なし	なし	耕作土 (約26cm) 直下から濁灰色粘質土 (約6cm)、客土 (約30cm)、灰色粘質土 (約7cm)、やまぶき灰色粘質土 (約12cm)、灰色砂混じり粘質土 (約13cm)、灰色砂質土 (約26cm)、淡灰茶色粘質土 (地山) となる。谷筋部分に位置する。それぞれの堆積層間及び基盤層上面では遺構を検出していない。また堆積層に遺物を含まない。
⑨	1.0×27.0 (27.0㎡)	土坑状の落ち 直径約6m、 深さ約0.3m	中世土師器少量	耕作土 (約26cm) 直下淡茶白黄色粘質土 (地山) となる。トレンチほぼ中央で、耕作土直下から掘り込まれた土坑状の落ちを確認した。またトレンチ東部で谷筋の落ちを確認した。
⑩	1.0×13.0 (13.0㎡)	なし	なし	耕作土 (約24cm) 直下淡茶黄色粘質土 (地山) となる。

第6表 各トレンチの概要(2) (岡田東地区)

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
⑪	1.5×37.0 (55.5m ²)	溝1条 (幅約1m、 深さ約0.2m)	なし	耕作土(約20cm)直下から花崗土(客土 約10cm)、灰白色シルト(約9cm)、黄白色粘土(地山)となる。トレンチほぼ中央部で地山上面から切り込む溝を検出した。またトレンチ西部で谷筋の落ちを検出した。堆積層に遺物を含まない。
⑫	1.5×14.0 (21.0m ²)	柱穴1	なし	耕作土(約30cm)直下から花崗土(客土 約2cm)、旧耕作土(約12cm)、灰白色シルト(約6cm)、黄灰色粘質シルト(約4cm)、黒褐色粘土(約)、黄白色粘土(地山)となる。トレンチほぼ東部の黒褐色粘土下で柱穴を検出した。またトレンチ東部で谷筋の落ちを検出した。堆積層に遺物を含まない。

第7表 各トレンチの概要(3)(岡田東地区)



写真5 トレンチ⑪全景



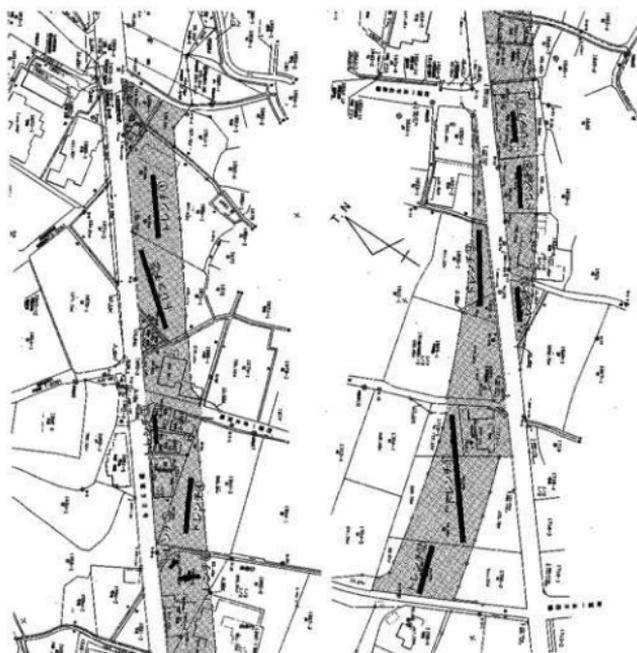
写真6 トレンチ⑫全景



写真7 トレンチ⑧土層拡大



写真8 トレンチ⑪溝検出状況



第5図 トレンチ配置図 (岡田東地区 S=1/2,000)

2. 普通寺バイパス道路改良工事

(位置と経緯)

調査対象地は普通寺市街地からやや南で、普通寺市から琴平町に延びる国道319号線沿いの普通寺市生野町原に位置する。調査地東側には近接して金倉川が北流し、地形図から今回の対象地やその周辺に金倉川の旧流路と考えられる地形の「みだれ」が確認できる。また丸亀平野西部に残る那珂郡条里地割も確認でき、調査区内の地形の「みだれ」がない部分には条里地割が残る。

周辺には西側にある磨白山に磨白山古墳が、その南には弥生時代前期(普通寺市教委調査)・中世(県教委調査)の集落跡である山南遺跡が所在し、金倉川を挟んで東側にある如意山に橿梨城跡、鉢伏山に陣山古墳群が所在する。

これらの状況から当調査区で、周辺遺跡に関連する遺構、金倉川の旧流路の確認、条里地割内での集落の確認を目的に試掘調査を実施した。

試掘調査は平成15年6月19日、20日、25日、26日に実施した。

(調査の結果)

試掘調査は調査地内に合計17本のトレンチを設定した。地形図からトレンチ①～④、⑬・⑭は旧流路に当たり、トレンチ⑤～⑭は条里地割の残る部分に当たる。

調査の結果、全てのトレンチ下部において暗灰色砂礫層を検出した。この砂礫層の上層はトレンチ①～④、⑬・⑭ではかなりの凹凸が認められ、上部に堆積する粘質土も概ね薄く、しかも粘質土もややシルト質に近い。砂礫層が浅い位置で確認できる部分は開墾時に巻き上げたもので、砂礫が混じる耕作土も確認できる。またトレンチ⑭・⑮で確認した砂礫層は粘質土の堆積層上部からの切込みが確認できることから、粘質土下部で確認した砂礫層とは明らかに堆積時期が違う。一方トレンチ⑤～⑭では下部に砂礫層が確認できるものの上部の粘質土は概ね厚く堆積し、安定した状況を呈する。

これら下部の砂礫層から少量ではあるが弥生時代前期・後期の遺物が出土している。これらの遺物はかなり摩滅しているが、近接して弥生時代の遺構の存在と砂礫層の堆積時期が弥生時代である可能性が指摘できる。

トレンチ⑤～⑭で確認した砂礫層上部に堆積する粘質土は出土遺物がほとんど無いことから堆積時期は不明であるが、おそらく弥生時代以降で、条里地割が残っていることから古代以前に堆積したものと考えられ、現在でも条里地割が確認できることからかなり安定した状況であったことが解る。しかしトレンチ⑬・⑭以外のトレンチで遺構は検出していない。

トレンチ⑬・⑭で検出した遺構は溝・柱穴・堅穴住居跡で、柱穴は一辺80～90cmを測るもので、かなり大型の掘立柱建物であることが解る。溝は古墳時代と考えられ、柱穴と堅穴住居跡は出土遺物が無いために時期は不明であるが、埋土の状況から古墳時代・古代の可能性が指摘できる。

トレンチ⑦・⑧・⑨間とトレンチ⑫、⑬間は東西方向の坪境に当たるため、現道際まで調査を実施したが、溝等の関連遺構は確認できなかった。

(まとめ)

以上から、文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要な範囲は第7図に示した部分で、その面積は



第6図 遺跡位置図(「普通寺」)

2,317㎡である。なおこの試掘調査で新規に確認した埋蔵文化財包蔵地については「生野原遺跡」と命名する。

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
①	0.8×16.0 (12.8㎡)	なし	なし	耕作土・床土・旧耕作土直下約48cmから淡茶黄色粘質土、こげ茶灰色粘質土（ともに無遺物層）があり、約22cm下で灰色系、暗黄色系の砂礫層が堆積する。砂礫層は隣接する金倉川の旧流路と考えられ、上部粘質土の堆積層も氾濫時の堆積層と考えられる。
②	0.8×16.0 (12.8㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土直下約29cmに灰色系の粘質土の堆積層があり、約10cm下で暗灰色砂礫層が確認できる。砂礫層は金倉川の旧流路堆積層と考えられる。
③	0.8×12.0 (9.6㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土・床土直下約25cmに黄灰色系の粘質土の堆積層があり、約53cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。砂礫層上面に凹凸が認められる。砂礫層は金倉川の旧流路と考えられる。
④	0.8×15.0 (12.0㎡)	なし	砂礫層から摩滅した弥生土器片出土	耕作土直下約21cmに黄色系の粘質土の堆積層があり、約8cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。砂礫層上面に凹凸が認められる。
⑤	0.8×15.0 (12.0㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土直下約28cmに黄色系の粘質土の堆積層があり、約19cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。砂礫層上面に凹凸が認められる。
⑥	0.8×15.0 (12.0㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土直下約20cmに黄色・灰色系の粘質土の堆積層があり、約92cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。砂礫層上面に凹凸が認められる。
⑦	0.8×15.0 (12.0㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土・床土直下約27cmにやまぶき黄色系の粘質土の堆積層があり、約14cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。砂礫層上面に凹凸が認められ、上部堆積層の層厚も約14～60cmと幅がある。
⑧	0.8×18.0 (14.4㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土・床土直下約15cmに黄色系・灰色系の粘質土の堆積層があり、約18cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。この堆積層下において不定形で、底場も凹凸である落ちを確認した。平面形態及び底場の状況から遺構ではないと考えられる。

第8表 各トレンチの概要(1)

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
⑧	0.8×5.0 (4.0㎡)	なし	なし	坪界溝の確認を目的としたトレンチである。基本層序は黄色系の粘質土が約76cmと厚く堆積しており、その下で砂礫層となる。溝は確認できなかった。
⑨	1.6×18.0 (28.8㎡)	なし	弥生土器片が少量出土	耕作土・旧耕作土・床土直下約30cmにやまぶき黄色系の粘質土の堆積層があり、約17cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。
⑩	0.8×21.0 (16.8㎡)	なし	中世(?)遺物が少量出土	耕作土・旧耕作土下約20cmに灰色系の粘質土・砂質土の堆積層があり、約54cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。堆積層のほぼ中位にある淡茶灰色粘質土から少量の中世(?)遺物が出土した。
⑪	0.8×12.0 (9.6㎡)	なし	弥生時代・中世(?)の遺物が少量出土	耕作土・旧耕作土下約20cmに灰色系の粘質土・砂質土・砂層の堆積層があり、約102cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。堆積層のほぼ中位にある濁灰色粘質土から中世(?)の遺物が、下位の暗茶色砂層から弥生時代の遺物が出土した。
⑫	0.8×19.0 (15.2㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土下約25cmに灰色系・山吹色系の粘質土・砂層の堆積層があり、約48cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。坪界溝は確認できなかった。
⑬	0.8×46.0 (36.8㎡)	溝1条	古墳時代前期の高坏が5個体出土	トレンチ北部では耕作土下約15cmに灰色系の粘質土・砂質土の堆積層があり、約62cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。トレンチ南部では耕作土下約16cmに灰色系・こげ茶色系の粘質土の堆積層があり、約103cm下で暗灰色系の砂礫層が確認できる。堆積層の下位にある灰こげ茶色粘質土から古墳時代の遺物が出土した。この遺物の出土した堆積層は落ち込み状に確認されていることから溝の可能性がある。
⑭	0.8×28.0 (22.4㎡)	掘立柱建物 竪穴住居1	なし	耕作土下約16cmからやまぶき灰色粘質土(15cm)、こげ茶灰色粘質土(9cm)、濁灰やまぶき色粘質土(基盤層)の土層序となる。遺構はこの基盤層上で検出した。遺構埋土は暗茶灰色粘質土である。
⑮	0.8×24.0 (19.2㎡)	なし	なし	耕作土・旧耕作土下約15cmに灰色系粘質土の堆積層があり、トレンチ⑭で確認した基盤層となる。
⑯	0.8×27.0 (21.6㎡)	なし	なし	耕作土下約23cmに灰色系粘質土の堆積層があり、約55cm下で暗灰色砂礫層となる。 トレンチ①～④の堆積状況に酷似する。

第9表 各トレンチの概要



写真9 トレンチ②全景



写真10 トレンチ④全景



写真11 トレンチ⑨全景



写真12 トレンチ⑬全景



写真13 トレンチ⑭遺構検出状況



写真14 トレンチ⑯全景

3. 坂出・丸亀バイパス道路改良工事

(位置と経緯)

調査対象地は普通寺市稲木町に位置する。

隣接する遺跡は調査区南部で、四国横断自動車道建設に伴い発掘調査が実施された稲木遺跡、永井遺跡が所在する。

地形的に見ると地形のみだれ等から調査区東を北流する金倉川の旧流路が確認でき、その窪地、低湿地を利用して造られた千代池、中池、上池等が確認できる。今回の調査区はその一つと考えられる新池の南側に位置することから旧流路に当たることが予測できた。しかし平成11年度に実施した小塚遺跡が中池に隣接して確認されていることから、旧流路に挟まれた部分に遺構の検出、遺物の出土を予測し、試掘調査を平成15年10月28日に実施した。

(調査の結果)

試掘調査は調査区内に合計5本のトレンチを設定した。

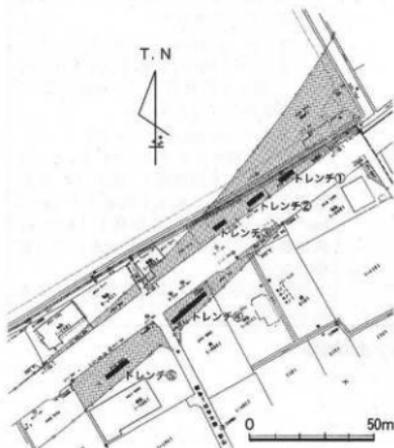
調査の結果、トレンチ①・②・③・⑤では旧流路の堆積層と考えられるシルト質・砂質の堆積層を検出し、トレンチ①では最下層から砂礫を多量に含む粘質土層を確認した。トレンチ④では地表面下52cmで基盤層を確認したが、上面で遺構は確認できず、上部堆積層から遺物も確認できなかった。

(まとめ)

以上から、それぞれのトレンチで堆積層間及び基盤層上面に遺構が所在しないことと堆積層に遺物が含まれていないことから埋蔵文化財に関する事前の保護措置は不要であると判断した。



第8図 遺跡位置図 (「普通寺」)



第9図 トレンチ配置図 (S=1/2,000)

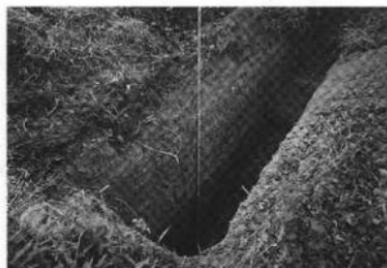


写真15 トレンチ①全景

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	0.8×6.0 (4.8㎡)	なし	なし	耕作土直下約25cmから淡黄茶色シルトと淡灰色シルトの混ざった層 (約53cm)、茶灰色粘質土層 (約25cm)、灰色粘質土層 (約32cm)、淡灰やまぶき色粘質土層 (約7cm)、青灰色粘質土層 (約36cm)、暗灰色粘質土層 (約45cm)、暗灰色粘質土層 (砂礫を多量に含む) の層序となる。 最下層で砂礫層となること、下位の堆積層から旧流路と考えられる。
②	0.8×6.0 (4.8㎡)	なし	なし	耕作土直下約25cmから淡黄茶色粘質土 (約24cm)、淡黄茶色シルトと淡灰色シルトの混ざった層 (約50cm)、濁茶灰色シルト質粘質土 (約7cm)、淡茶灰色シルト質粘質土 (約12cm)、青灰色シルト質粘質土 (約8cm)、茶灰色粘質土 (約21cm)、茶青灰色粘質土の基盤層となる。 砂礫層は確認できないが、旧流路の堆積層と考えられる層が、薄くなりながら確認できる。旧流路の西側肩部と考えられる。
③	0.8×5.0 (4.0㎡)	なし	なし	地表面から約115cmの客土がある。 その下に耕作土があり、約25cm下から灰色シルト層 (約6cm)、淡やまぶき灰色粘質土 (約10cm)、淡やまぶき灰色シルト層 (約6cm)、暗灰色シルト質粘質土 (約8cm)、灰色砂質土 (約11cm)、茶青灰色粘質土の基盤層となる。 砂礫層は確認できないが、旧流路の堆積層と考えられる層が、トレンチ②より更に薄くなりながら確認できる。旧流路の西側肩部と考えられる。
④	0.8×16.0 (12.8㎡)	なし	なし	耕作土直下約18cmから淡黄茶色シルト質粘質土 (約10cm)、淡茶灰色粘質土 (約24cm)、淡黄茶色粘質土の基盤層となる。 微高地部分と考えられる。
⑤	0.8×10.0 (8.0㎡)	なし	なし	地表面から約133cmの客土がある。 その下に耕作土があり、約12cm下から濁青灰色シルト質粘質土 (約31cm)、灰色砂質土 (約15cm)、暗灰黒色粘質土 (約33cm)、暗灰色細砂混じり粘質土 (約33cm)、灰色砂質土 (砂礫を多量に含む) の基盤層となる。 砂礫層を確認し、旧流路の堆積層と考えられる。

第10表 各トレンチの概要

4. 国道438号道路改修事業（坂出工区）

（位置と経緯）

調査対象地は坂出市川津町に所在する。坂出市内の国道438号の道路改修事業は、現道の拡幅工事である。地形的には対象地北半部ではかろうじて条里型地割を認めるが、南半部では地割に乱れを認め、旧河道の存在が想定できる地点となる。今年度は、用地買収と上物の撤去が終了した箇所を対象とし、平成15年6月23日～25日に試掘調査を実施した。

（調査結果）

当初はトレンチを11箇所設定したが、地下遺構の状況に合わせ、2本の追加トレンチを設定した。①・②・⑧トレンチではそれぞれピット1基、溝1条、土坑1基を検出したが、所属時期は特定できず、遺構分布も散漫なものである。⑨トレンチでは幕末前後に属する甕を埋置した土坑を検出した。肥溜めの可能性が高く、近世段階には耕作域であったと推測できる。一方、②・追加②トレンチでは流路を検出した。肩部付近にのみ堆積した黒褐色粘質土埋土から、縄文時代晩期に属する土器を検出したが、その出土量は極めて少ない。

（まとめ）

以上の結果から、今回の対象地内には時期不詳ないし幕末前後の遺構を確認したが、その分布密度は散漫なものであった。また、縄文時代晩期に属する土器を含む流路を検出したが、遺物の出土量は極めて少なく、水田遺構等も確認できないことから、文化財保護法に基づく保護措置は不要と判断した。



第10図 調査位置図（「丸亀」）



写真16 追加②トレンチ全景



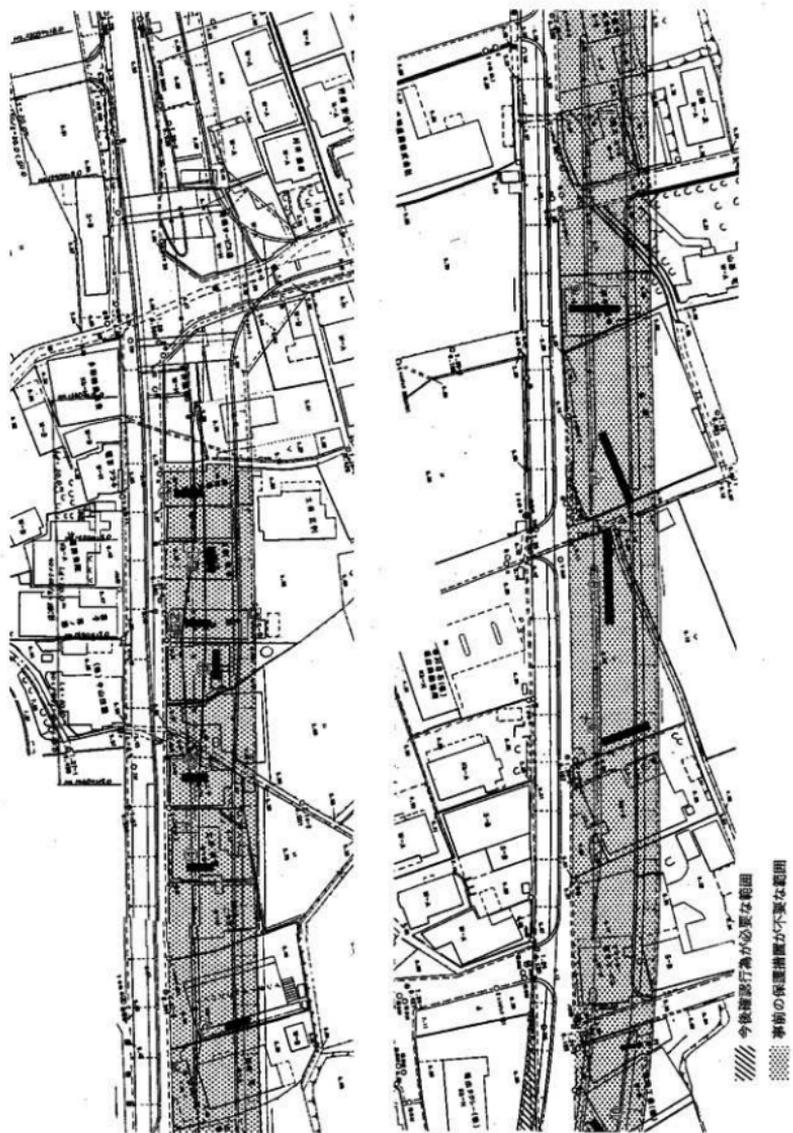
写真17 ⑦トレンチ全景



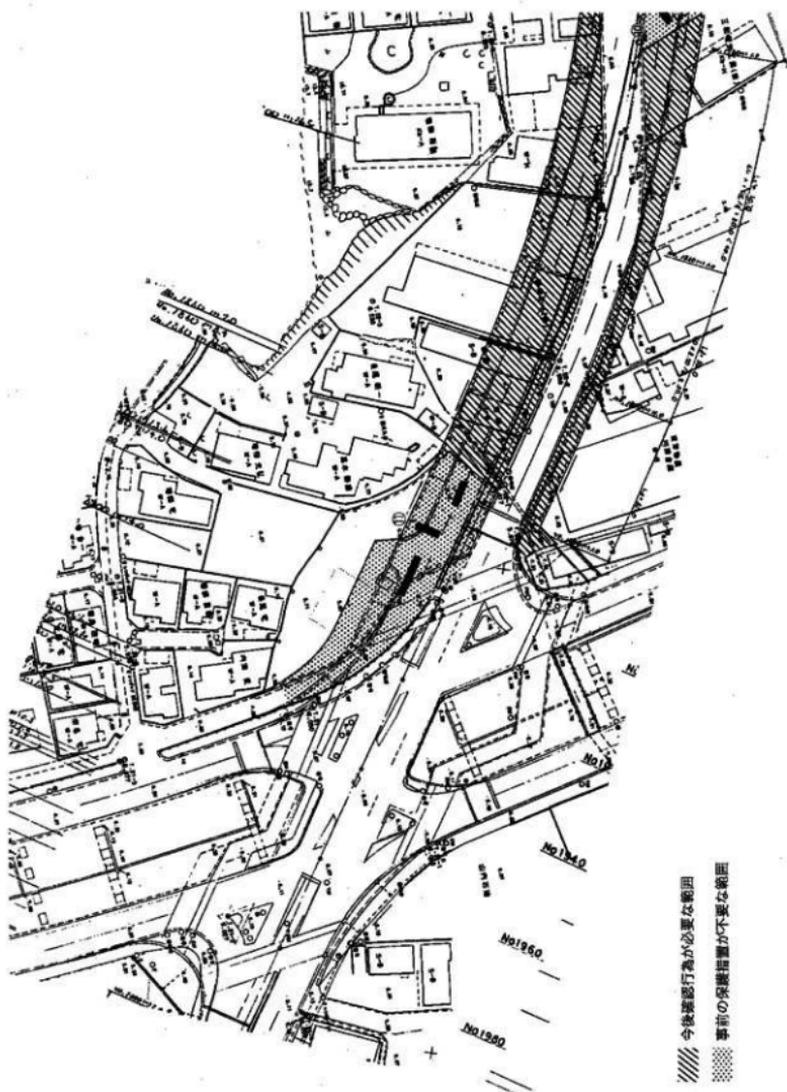
写真18 ⑨トレンチ全景



写真19 ⑨トレンチ土坑全景



第11図 トレンチ配置図(1) (S=1/1,000)



第12図 トレンチ配置図(2) (S=1/1,000)

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
①	1.0×5.6	ピット 1	なし	基本層序は造成土下に耕作土・床土を認め、暗褐色混砂粘質土を経て、基盤層に至る。
追加①	1.0×5.4	なし	なし	基本層序は①トレンチと同様。
追加②	1.0×5.4	流路	縄文土器 (晩期)	基本層序は造成土直下に黄褐色砂質土を認める。一部には、灰色中砂と黒褐色混砂粘質土(遺物包含)を認め、後者は隣接する②トレンチでは黄褐色砂質土が基盤層となる(無遺物層・流路埋土)。
②	1.0×5.3	溝 1、流路	なし	基本層序は造成土下に耕作土・床土を認め、旧耕作土・旧床土を経て、黄褐色砂質土に至る。黄褐色砂質土は、追加②トレンチの状況から流路の埋土と考えられる。その上面において溝を 1 条検出したが、遺物は確認できず、所属時期は特定できない。
③	1.5×4.0	なし	なし	基本層序は造成土下に耕作土・床土、旧耕作土・床土を認め、基盤層に至る。
④	1.5×4.9	なし	なし	基本層序は造成土下に耕作土・床土を認め、暗青灰色混砂粘質土を経て、基盤層である青黄灰色粘土に至る。基盤層及びその直上埋土はグライ化が顕著である。
⑤	1.0×5.0	なし	なし	基本層序は④トレンチと同様。
⑥	0.8×10.0	なし	土師質土器足釜 (15世紀代か)	基本層序は造成土下に耕作土・床土を認め、灰黄色混砂粘質土、黄灰色シルト質土を経て、基盤層である黄褐色粘質土に至る。
⑦	0.8×15.0	なし	なし	基本層序は造成土下に灰褐色混砂粘質土(グライ化)を認め、基盤層である黄色粘土に至る。
⑧	0.8×18.5	土坑 1	なし	基本層序は耕作土・床土直下に旧耕作土・床土を認め、淡黄色粘質土を経て、黄褐色粘土に至る。径 1 m 前後、深度 0.2 m を測る土坑を 1 基検出。出土遺物は確認できず、所属時期は特定できない。
⑨	1.0×10.2	土坑 1・不明遺構 1	土師質土器大甕	基本層序は⑧トレンチと同様。遺構の掘り込み面は基盤層の直上に堆積した淡黄色粘質土となり、出土した遺物の年代観から、幕末前後の所産と考えられる。
⑩	1.0×5.0	なし	なし	基本層序は④トレンチと同様(基盤層及びその直上埋土はグライ化が顕著)。
⑪	1.5×13.5	なし	なし	基本層序は④トレンチと動揺(基盤層及びその直上埋土はグライ化が顕著)。

第11表 各トレンチの概要

5. 国道438号道路改修事業（飯山工区）

（位置と経緯）

対象地は綾歌郡飯山町東坂元に所在する。飯野山東麓に位置し、その東側を蛇行する大東川によって形成された段丘崖及び氾濫原面を認める。対象地の間隙には平成13年度に新規に確認した埋蔵文化財包蔵地「東坂元三ノ池遺跡」、北端部には「川津川西遺跡」が存在する。今年度は用地買収と上物の撤去が完了した箇所を対象として、平成16年2月2～6日に試掘調査を実施した。

（調査結果）

調査の結果、①・⑤・⑥・⑫・⑭トレンチで遺構を検出し、①～③トレンチで遺物包含層を確認した。①トレンチは溝1条の検出に留まるが、①～③トレンチでは8～9世紀の須恵器・土師器を一定量含む包含層を認める。遺物は灰色系砂質土を主体とした互層に含まれ、その厚さは0.6m前後を測る。⑤・⑥トレンチでは堅穴住居ないしその可能性が高い遺構を検出した。完新世段丘の縁辺部に位置し、堅穴住居の掘方が消失する等、削平は顕著であるが、遺構は展開する。一方、対象地南端付近に設定した⑬・⑭トレンチも段丘上に位置する。⑭トレンチにおいて径4m前後、掘方深度0.1mを測る堅穴住居を検出し、埋土から弥生土器が出土する。

（まとめ）

以上から、文化財保護法にもとづく事前の保護措置が必要な範囲は、別図2～5のように判断できる。今回の新規に確認した埋蔵文化財包蔵地は、⑤・⑥トレンチ周辺を「東坂元北岡遺跡」、⑬トレンチ周辺を「東坂元秋常遺跡」と命名する。

また、①～③トレンチを設定した箇所については、一定量の遺物を含む包含層を確認し、溝1条ではあるが、遺構も検出した。出土遺物は北側に所在する「川津川西遺跡」に関連すると考えられるが、今回の調査では同遺跡と接する箇所の確認が行えていない。よって、①～③トレンチ設定箇所の取り扱いについては、その北側の地点の試掘調査を実施し、遺跡の連続性を把握した後には判断することとする。



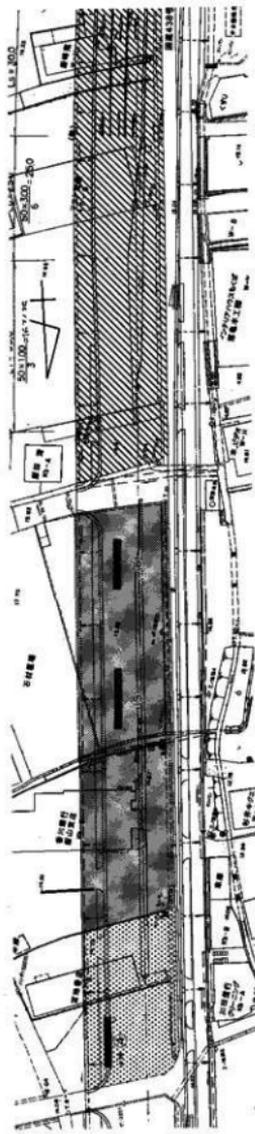
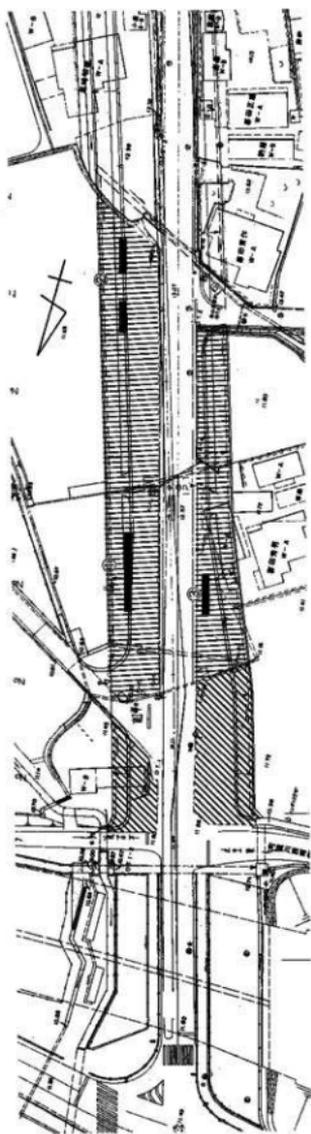
第13図 調査位置図（「丸亀」）



写真20 ⑥トレンチ全景

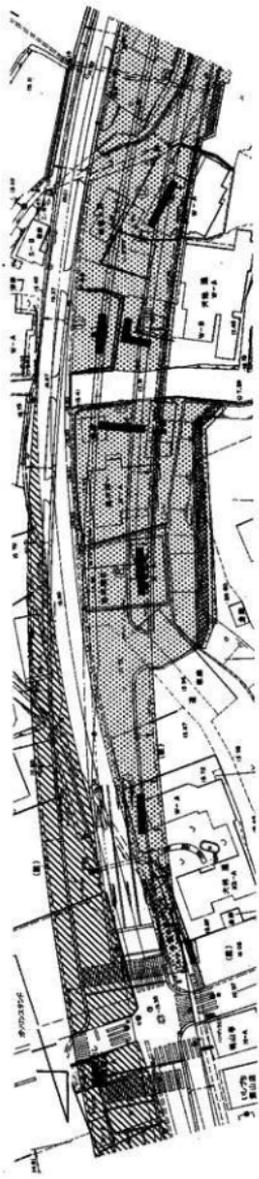


写真21 ⑭トレンチ全景

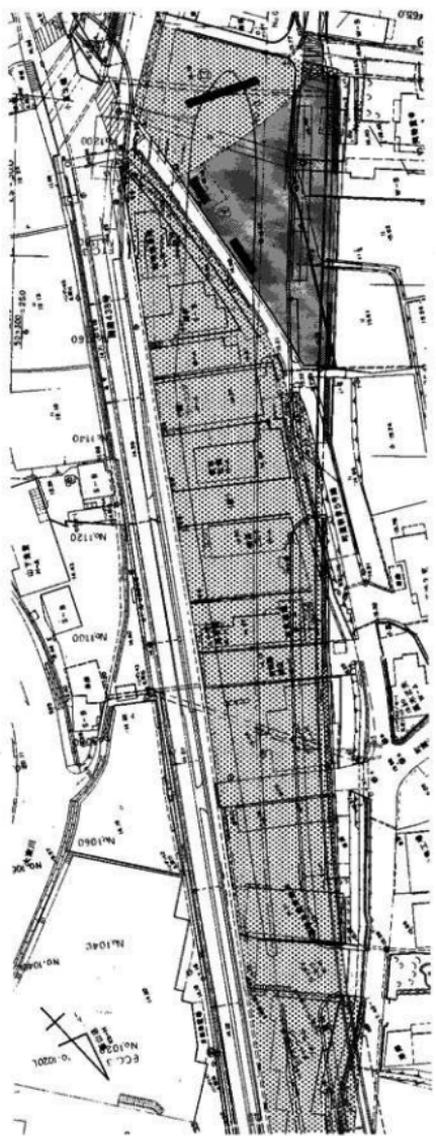


- 事前の保護措置が必要な範囲
- ▨ 今後掘削行為が必要な範囲
- ▩ 事前の保護措置が不要な範囲
- ▧ 今後の掘削行為後にその取り返いを判断

第14図 トレンチ配置図 (1) (S=1/1,000)



////// 今後建設行為が必要となる部分



..... 図面記載の敷地境界線内での敷地境界線の位置

■ 事前の保護措置が必要となる部分

第15図 トレンチ配置図(2) (S=1/1,000)

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×16.0	溝 1	須恵器 土師器 鉄塊	基本層序は耕作土直下に連続する水田層を認め、褐灰色砂シルト・暗灰色粘土を経て(包含層)、基盤層である灰色細砂に至る。溝は褐灰色砂シルト上面で確認した。
②	1.0×13.0	なし	須恵器 土師器	基本層序は耕作土直下に連続する水田層を認め、灰色系砂質土の五層・暗灰色粘土を経て、基盤層である青黄色シルトに至る。灰色系砂質土は厚さ0.6mを測り、一定量の遺物を包含する(8~9世紀)。
③	1.0×8.0	なし	須恵器 土師器	基本層序は①トレンチと同様。
④	1.5×10.0	なし	弥生土器	基本層序は1.2mの造成土下に耕作土を認め、黄灰色粘質シルト・暗褐色粘質土を経て、基盤層である黄褐色粘質シルトに至る。暗褐色粘質土からは1点のみではあるが、弥生土器の出土を認める。
⑤	1.0×12.0	ピット 2 土坑 1 不明遺構 1	弥生土器	基本層序は耕作土直下に連続する水田層を認め、基盤層ブロックを含む灰色粘質土を経て、黄褐色粘質土に至る。不明遺構は方形を呈し、竪穴住居の可能性も残る。
⑥	1.0×10.0	壁溝 ピット 3 溝 2	弥生土器	基本層序は耕作土直下に灰色粘質土を認め、基盤層である黄褐色粘質土に至る。溝は弧を描き、内側にピットを認め、掘方が消失した竪穴住居と判断できる。
⑦	1.0×8.0	なし	なし	基本層序は1m以上の造成土直下に黄褐色粘質土を認め、顕著な削平が想定できる。
⑧	1.0×10.0	なし	なし	基本層序は造成土直下に基盤層を認め(黄褐色粘土)、顕著な削平が想定できる。
⑨	1.0×8.0	なし	なし	基本層序は⑧トレンチと同様。
⑩	1.0×8.0	なし	なし	基本層序は⑧トレンチと同様。
⑪	1.0×8.0	なし	なし	基本層序は⑧トレンチと同様。
⑫	1.0×10.0	ピット 1	なし	基本層序は⑧トレンチと同様。
⑬	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に灰黄褐色粘土を認め、顕著な削平が想定できる。
⑭	1.0×13.0	竪穴住居 1 土坑 1 不明遺構 1	弥生土器 台石	基本層序は0.6mの造成土下に耕作土を認め、基盤層である濁黄褐色シルトに至る。竪穴住居は径4m、深度0.1mを測り、弥生土器を包含する。

第12表 各トレンチの概要

第3章 県道建設予定地内の調査

(1) はじめに

県教委では昭和63年度より、大規模なバイパス建設予定地を中心とした県道予定地の試掘調査を国庫補助事業に含めて適宜協議してきた。平成7年度以降は、県道拡幅等の道路改良事業等も調査対象に含め、実施してきている。県道事業に関しては県内6箇所土木事務所との協議により、埋蔵文化財の保護措置を図っており、今年度は7路線について用地買収終了箇所の試掘調査を行った。その結果、多度津丸亀線（奥白方工区）では奥白方南原遺跡の西端部及び新規の包蔵地を確認し（「奥白方中落遺跡」、多度津工区でも新規の包蔵地「道福寺八尺遺跡」を確認した。所属時期は中世後半期に該当する。また、西植田高松線でも規模は小さいが、2箇所において、弥生時代を中心とした時期の新規包蔵地を確認している（「川島本町遺跡」・「川島本町南遺跡」）。

(2) 調査の概要

1. 紫雲上山線道路改修事業（須田工区）

(位置と経緯)

対象地は平成13年度に発掘調査を実施した「本村中遺跡」に隣接する。今年度初めに家屋が撤去されたことから、平成15年4月14日に試掘調査を実施した。本村中遺跡では中世後半の集落跡と縄文時代早期、弥生時代～近世の土器・石器を含む旧河道が確認でき、その連続性に留意して調査を実施した。

(調査結果)

調査の結果、①・②トレンチにおいてピット、土坑数基、溝1条を確認した。各遺構からは遺物の出土は認められず、時期を特定することは困難である。また、①トレンチでは遺構を検出した層位から、縄文土器細片を1点のみ確認した。器表面の摩滅が著しいことから、本村中遺跡側（南西側）から転落したものと理解できる。

(まとめ)

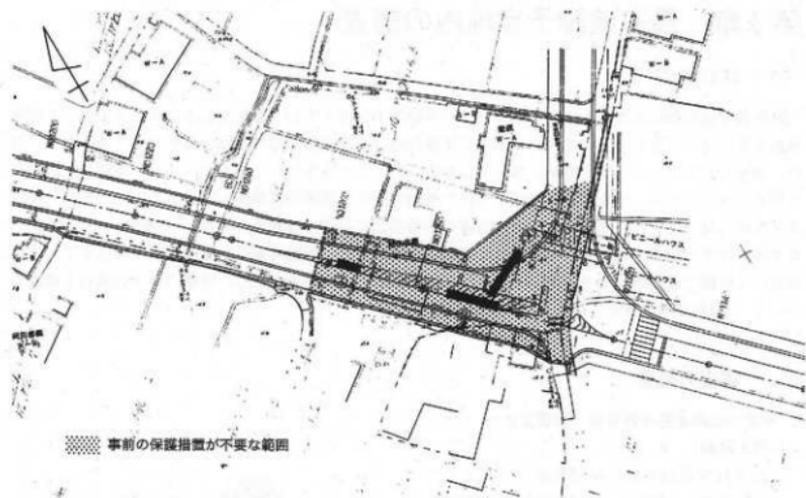
以上の結果から、文化財保護法に基づく保護措置は不要と判断した。



第16図 調査位置図（「仁尾」）

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	20×12.0	土坑1 溝1	肥前系陶器鉢 (18～19世紀前半) 縄文土器細片	連続する耕作土下位に暗緑灰色砂質土、稀薄な包含層を経て、基盤層に至る。遺構は稀薄な包含層上面で確認。
②	20×10.5	土坑2、ピット3	なし	基本層序は①トレンチと同様。
③	20×4.0	なし	なし	基本層序は①トレンチと同様。

第13表 各トレンチの概要



2. 多度津丸亀線道路改修事業（奥白方工区）

（位置と経緯）

対象地は仲多度郡多度津町奥白方に所在する。平成13年度の試掘調査により新規の埋蔵文化財包蔵地「奥白方南原遺跡」を確認しており、今年度はその西側において、買収が完了した箇所を対象とした。地形的には雨霧山と平野部が接する丘陵裾部の緩斜面地に位置する。なお、試掘調査は買収状況と工事施工時期との関係から、平成15年6月3・4日と平成16年2月2日の2回に分けて実施した。

（調査結果）

8箇所の特レンチを設定した。奥白方南原遺跡に隣接する箇所では、同遺跡から連続する弥生時代後期の包含層を確認した。①特レンチでは高い密度で遺物を包含するが、②特レンチではその出土量は稀薄となる。また、③～⑤特レンチでは弥生時代後期と中世前半期（12世紀後半～13世紀前葉）の遺構を検出した。遺構は比較的高密度に分布しており、弥生時代後期に属する遺構として柱穴・溝状遺構、中世前半期に属するものとして柱穴・土坑を検出した。

（まとめ）

以上の結果から、文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要な範囲は、第19図のように判断できる。なお、保護措置が必要な範囲のうち、①特レンチを設定した箇所については、隣接する「奥白方南原遺跡」の範囲に含め、③～⑤特レンチ設定箇所については新規に「奥白方中落遺跡」と命名する。



第18図 調査位置図（「仁尾」）



写真24 ⑤特レンチ全景



写真25 ⑤特レンチ遺構完掘状況



写真26 ④特レンチ全景

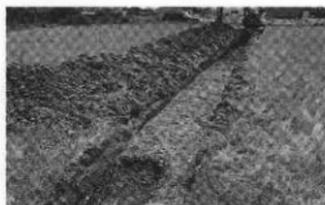
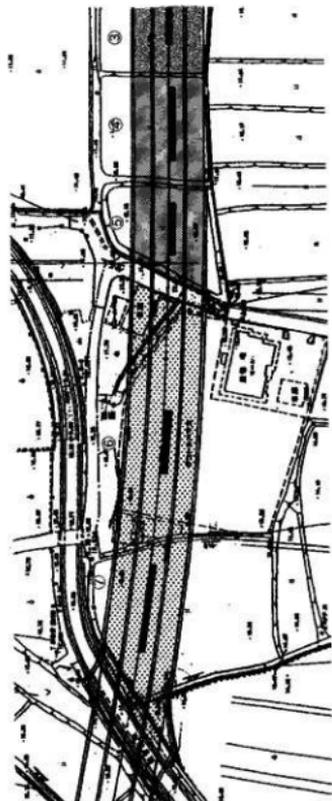
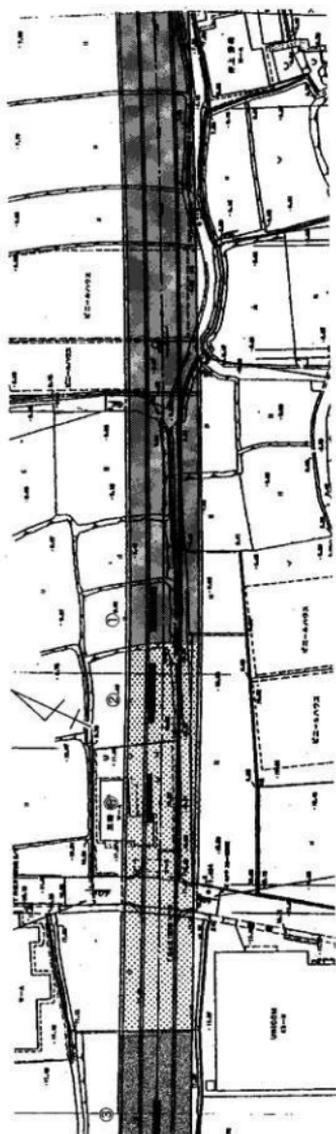


写真27 ⑦特レンチ全景

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×9.0	なし	弥生土器 (後期)	設定したトレンチはいずれも雨霧山北東麓と平野が接する緩斜面地。 基本層序は耕作土直下に旧耕作土を認め、暗褐色泥砂粘質土を経て (包含層・弥生時代後期)、基盤層である灰色砂礫層に至る。
②	0.9×12.0	ピット 1	弥生土器 (後期)	基本層序は①トレンチと同様であるが、包含層の遺物密度は極めて稀薄である。
③	1.0×10.0	ピット 3 土坑 3	弥生土器壺・甕	基本層序は耕作土下に連続する水田層を認め、暗褐色粘質土を経て、基盤層である黄褐色粘質土に至る。基盤層は旧地形に沿って、緩やかに東へ傾斜する。
④	0.9×15.0	ピット 2 土坑 1 溝 1	弥生土器細片、土師質土器 (小皿・鍋、12世紀後半～13世紀前葉)	基本層序は耕作土直下に旧耕作土を認め、暗褐色泥砂粘質土を経て (包含層)、基盤層である黄褐色粘質土に至る。S P 02は径0.15m、深度0.3mを測り、完形の土師質土器小皿を検出した (12世紀後半～13世紀前葉)。また、径1.3m以上を測る土坑からは中世前半期に属する鍋を検出している。
⑤	0.9×10.5	ピット 7 溝 2 不明遺構 1	弥生土器 (後期)	耕作土直下に包含層を認め (暗褐色泥砂粘質土)、基盤層に至る。遺物は基盤層上面で確認でき、遺物は S P 01・02、S D 01で検出した。壺・甕、サヌカイト製のスクレイパーを認める (弥生時代後期の所産)。
⑥	0.9×13.1	なし	なし	耕作土・床土直下に旧耕作土を認め、暗褐色泥砂粘質土を経て、暗灰色砂礫層に至る。
⑦	0.9×18.0	なし	なし	基本層序は⑥トレンチと同様。
⑧	1.0×10.0	なし	なし	基本層序は①トレンチと同様であるが、包含層の遺物密度は極めて稀薄である。

第14表 各トレンチの概要



■ 堤前の保固措置が必要な範囲
 ▨ 堤前の保固措置が不要な範囲

第19図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)

3. 多度津丸亀線道路改修事業（多度津工区）

（位置と経緯）

対象地は仲多度郡多度津町に所在する。対象地は方格地割（条里型地割）が良好に遺存しており、旧河道痕跡を示す地割の乱れは確認できない。周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地として、対象地の東側に中又遺跡が所在する。弥生土器が散布するが内容は不明である。また、対象地に隣接する荒神宮には中世後半期に属する五輪塔を認める。よって、弥生時代と中世後半期の集落の有無に留意して調査を実施した。調査は平成16年2月9～16日に実施した。

（調査結果）

調査の結果、⑧～⑬トレンチにおいて遺構を検出した。耕作土直下の黄色系粘質シルト上面において14～15世紀に属するピットを中心とした遺構を確認した。遺物出土量は少ないが、ピット深度は総じて0.2m前後を測り、遺存状況は良好である。遺構の広がり東端については⑬トレンチ設定箇所において現河川に向かって緩やかに傾斜する状況を確認しており、現河川が集落の東端と考えられる。西端については、⑦トレンチで基盤層が砂礫層に変化し、それ以西では無遺物の旧流路跡を確認していることから、⑦・⑧トレンチ間と理解できる。また、⑫トレンチにおいて弥生時代の溝を1条確認しており、深度の深い遺構のみが遺存していると考えられる。

（まとめ）

以上の結果から、第21・22図で示した範囲において、文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要と判断できる。なお、保護措置が必要な範囲については、新規発見の埋蔵文化財包蔵地として、「庄八尺遺跡」と命名する。



第20図 調査位置図（「丸亀」）



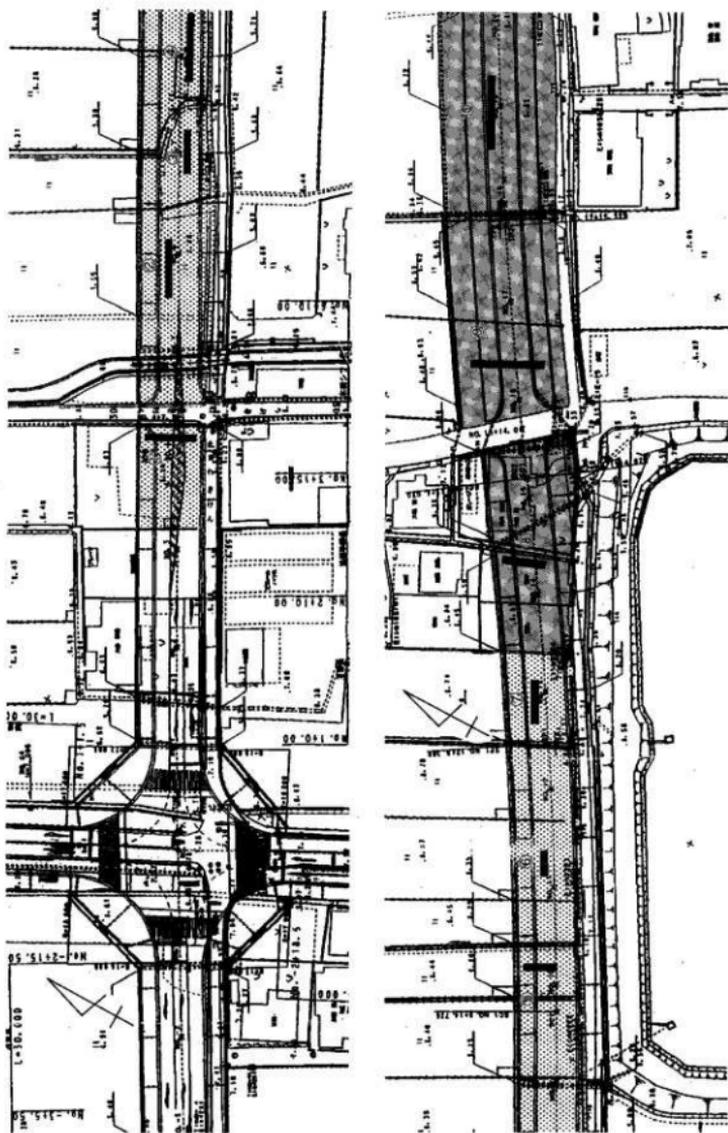
写真28 ⑪トレンチ全景



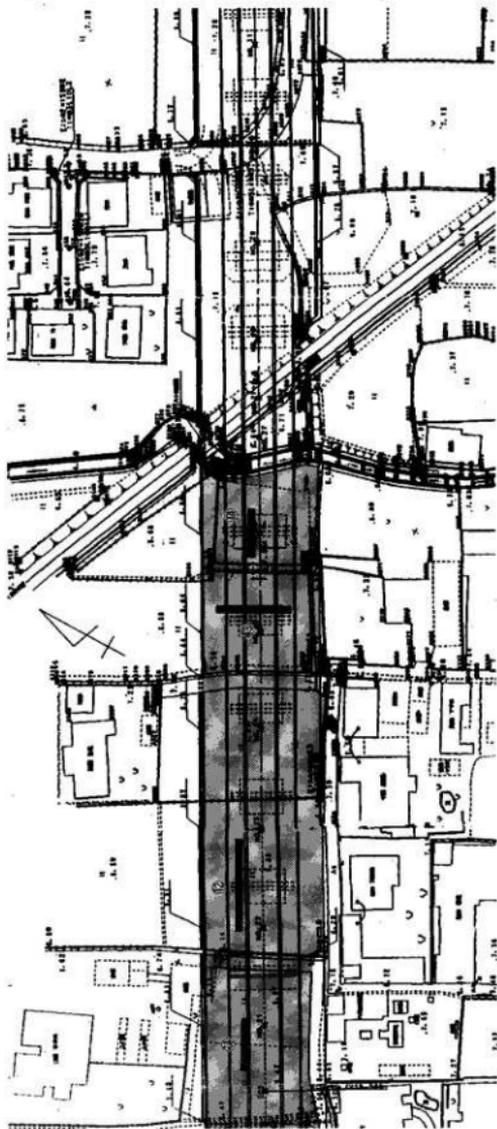
写真29 ⑬トレンチ全景

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
①	1.0×10.0	自然河川	なし	基本層序は造成土下に耕作土・床土を認め、褐色系粘土を経て、灰褐色粘土に至る。褐色系粘土、灰褐色粘土は自然河川の埋土となる(旧小椋川)。
②	1.0×12.0	なし	なし	基本層序は耕作土下に暗灰黄褐色粘土を認め、基盤層である濁黄褐色粘土に至る。
③	1.0×9.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に青灰色粘質シルトを認める(グライ化が顕著)。
④	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は耕作土下に褐灰色粘質シルトを認め、基盤層である暗灰褐色粘質土に至る。
⑤	1.0×7.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に青灰色粘土、灰色粘質土を経て、暗灰色粘土・灰色細砂・黒褐色粘土の堆積を認める。
⑥	1.0×5.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に連続する水田層を認め、青灰色粘質土・シルト・砂の堆積を認める。
⑦	1.0×8.0	なし	なし	耕作土直下に灰色砂礫層を認める。
⑧	1.0×9.0	ピット5 不明遺構1	土師質土器坏 弥生土器?	造成土・耕作土下に、基盤層である黄色粘質土を認める。ピットは14~15世紀に属するが、一部弥生土器の可能性が高い土器片も認める。
⑨	1.0×14.0	ピット2 溝1 流路1	土師質土器坏	基本層序は耕作土直下に基盤層である黄褐色粘質シルトを認める。流路は幅5m、深度0.6mを測り、稀薄ながら遺物が出土する。
⑩	1.0×15.0	ピット5	土師質土器坏	基本層序は⑨トレンチと同様であるが、一部に濁黄色粘質土を経て(上面遺構面)、基盤層である黄褐色粘土に至る箇所を認める。
⑪	1.0×10.0	ピット7 土坑溝1	土師質土器坏 土師質土器鍋	基本層序は⑨トレンチと同様。
⑫	1.0×18.0	ピット4 溝1 不明遺構1	土師質土器 弥生土器寛 サヌカイト片	基本層序は⑨トレンチと同様。 ピットはいずれも14~15世紀の所産であるが、溝は弥生時代後期に属する。
⑬	1.0×15.0	ピット11 土坑1	土師質土器坏 土師質土器鍋	基本層序は⑨トレンチと同様。
⑭	1.0×9.0	ピット1	なし	基本層序は耕作土下に旧耕作土を認め、黄褐色粘質土を経て、基盤層である黄白色粘質シルトに至る。緩やかに東へ傾斜し、現河川に連続する。遺構はトレンチ西端部において確認できる。

第15表 各トレンチの概要



第21図 トレンチ配置図(1) (S=1/1,000)



第22図 トレンチ配置図 (2) (S=1/1,000)

4. 多度津丸亀線道路改修事業（丸亀工区）

（位置と経緯）

対象地は丸亀市津森町に所在する。昨年度までは津森工区としていたが、今年度から丸亀工区に変更した。地形的には旧河道に挟まれた微高地の北端部に位置する。平成12・13年度には今回の対象地の西側で試掘調査を実施し、旧河道と微高地の縁辺部において遺跡が確認されている（「今津中原遺跡」）。平成14年度には境界構造物（水路）の設置工事に伴うトレンチ調査を実施し、弥生時代後期末と7～8世紀に属する新規の包蔵地を確認した（「津森位遺跡」）。今年度も境界構造物の設置に伴い、調査を実施した。

（調査結果）

トレンチ設定は5箇所に設定した。遺構は②・③トレンチを中心に認める。なかでも②トレンチでは竪穴住居の可能性が高い遺構を確認し、弥生時代終末の遺物を検出した。平面形は円形を呈すると考えられ、径は4m前後、検出面から底面までの深度は0.2mを測る。①トレンチ西半部及び④・⑤トレンチにおいて遺構は確認できず、②トレンチ中央部付近に砂礫層の盛り上がり認めることから、②・③トレンチが微高地の縁辺部となり、その上面において遺跡が展開するものと判断できる。

（まとめ）

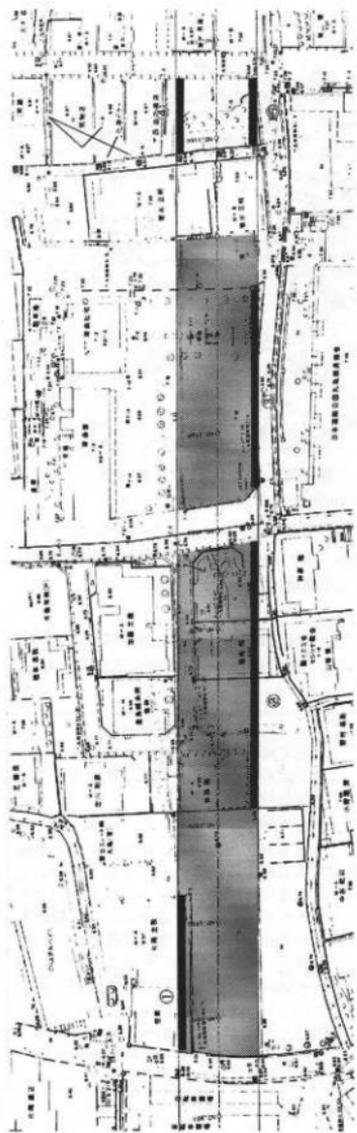
以上の結果から、第24図に示したように、昨年度新規に確認された埋蔵文化財包蔵地「津森位遺跡」の範囲を変更し、その範囲においては事前の保護措置が必要である。なお、今回の施工箇所については、今回の調査で保護措置が終了した。



第23図 調査位置図（「丸亀」）

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×33.0	旧流路1 ピット1	弥生土器細片	基本層序は厚い造成土直下に耕作土を認め、基盤層である黄色系粘質土に至る。旧流路は幅5m前後、深度0.5mを測り、北西～南東の主軸方位を示す。弥生土器片包含。
②	1.0×55.0	ピット4 溝2、土坑1	弥生土器 土師質土器	基本層序は①トレンチと等しいが、基盤層の一部に旧地形の起伏を反映した灰色砂礫を認める。
③	1.0×40.0	ピット1 土坑1 竪穴住居?1	弥生土器 (終末)	基本層序は①トレンチと同様。掘方に沿って溝が巡り、中央付近に焼土塊を多量に認める遺構を確認しており、竪穴住居の可能性が高い。
④	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は①トレンチと同様であるが、基盤層はグライ化が激しく、青灰色に変色する。
⑤	1.0×14.0	なし	なし	基本層序は④トレンチと同様。

第16表 各トレンチの概要



第24図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)

掘削が必要な区域をグレーで示す



写真30 ③トレンチ完掘状況



写真31 ③トレンチ完掘状況

5. 財田満濃線交通安全施設整備工事

(位置と経緯)

財田満濃線は満濃町から財田町へ抜ける路線である。同路線には歩道が設置された箇所が少なく、歩道部分の拡幅工事が計画されている。今回の調査対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地「大堀城跡」内に所在する。大堀城跡は南北170m、東西110mの長方形の堀を巡らせた平地式の城館跡であり、その中央を財田満濃線が縦断している。よって、遺跡内における遺構・遺物の包蔵状況を把握するため、平成15年10月28～30日に試掘調査を実施した。

(調査結果)

トレンチは買収が完了した箇所を対象とし、4本設定した。調査の結果、③・④トレンチにおいて遺構を確認した。いずれも耕作土直下で検出し、ピット・土坑・溝を中心とした遺構を高密度に認める。出土遺物から13世紀後半～14世紀初頭に位置付けられる。さらに、④トレンチでは土塁の可能性が高い埋土も確認できる。一方、①・②トレンチでは包含層を検出したもが、遺構は確認できない。周辺地形から、包含層は旧流路の埋土である可能性が高く、大堀城跡に先行する旧流路と考えられる。①・②トレンチ設置箇所は遺構を検出した③・④トレンチに比して削平が激しく、大堀城跡に関連した遺構は消失したと判断できる。

(まとめ)

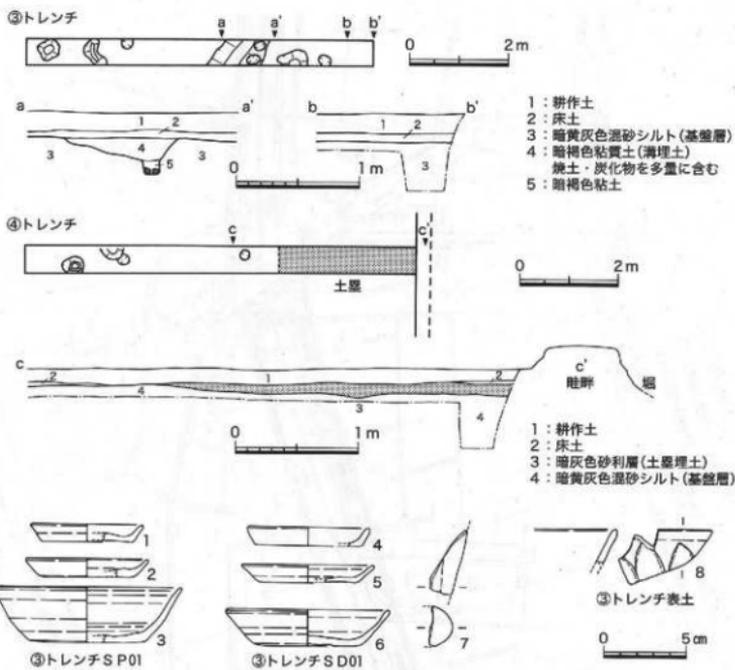
以上の結果から、③・④トレンチを設定した箇所において、文化財保護法に基づく保護措置が必要である。また、トレンチ設定ができなかった家屋部分については、今後確認調査を実施する必要がある。



第25図 調査位置図 (「普通寺」)

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	0.5×8.3	なし	土器細々片	基本層序は耕作土直下に旧耕作土・床土を認め、褐色混砂粘質シルトを経て、黄橙色砂礫層に至る。
②	0.5×8.0	なし	土器細々片	基本層序は①トレンチと同様。
③	0.5×7.0	ピット5 土坑2 溝1	土師質土器小皿・坏、 須恵器甕、中国産輸入磁器	基本層序は耕作土・床土直下に基盤層である暗黄灰色混砂シルト質土を認める。遺構密度は高く、ピットには根石が遺存する柱穴も認める。溝からは一定量の遺物が出土し、出土遺物の年代観から13世紀後半～14世紀初頭の所産と考えられる。
④	0.5×8.0	ピット4	土師質土器小皿・坏	大堀城跡の北側堀に接する箇所に設定したトレンチ。基本層序は③トレンチと同様であるが、堀に面する箇所を中心に暗灰色砂利層を認め、大堀城跡の内側に構築された土塁の可能性が高い。

第17表 各トレンチの概要



第27図 トレンチ平面図・土層図及び出土遺物



写真32 ④トレンチ全景



写真33 ④トレンチ土層

6. 円座香南線道路改築事業

(位置と経緯)

円座香南線は地域高規格道路として建設される新規の道路事業である。県教委は高松土木事務所と平成9年より協議を実施し、平成13年度より買収が完了した地点から試掘調査を実施することとなった。今回の対象地は高松市岡本町川岡の北側で中間町の県道三木国分寺線までの間を対象とし、平成14年度に(財)香川県埋蔵文化財調査センターが試掘調査を実施した際に未買収地であった地点である。対象地は国道32号より北側の西山崎町と中間町の2箇所に分かれており、本報告では便宜上、前者を円座地区、後者を中間地区と呼称する。

(調査結果)

計15本のトレンチを設定した。試掘調査の結果、円座地区では国道32号の東側において低湿地を確認し、古川を経て、古川右岸には安定した微高地が展開する状況が復元できる。微高地上では遺構を数基確認したが、散漫な分布を呈し、遺物も確認できない。基本層序はいずれも耕作土直下に基盤層である黄褐色粘質土を認め、顕著な削平を受けた状況が想定できる。よって、元米遺跡が展開していないのではなく、削平により消失したものと理解したい。一方、中間地区では周辺地割に合致した溝状遺構を数基確認した。⑬トレンチで検出した溝状遺構からは土師質土器小皿・鍋・足釜、須恵器椀・甕が出土し、その年代観から13世紀末～14世紀代の所産と判断できる。灌漑水路ないし区画溝と考えられるが、周辺で設定したトレンチからは、ピットや土坑等の遺構は確認できず、B地区の基盤層は顕著な削平によって、元米存在した遺構は失われているものと理解できる。

(まとめ)

以上の結果から、両地区ともに事前の保護措置は不要と判断できる。



第28図 調査位置図(「高松南部・白峰山」)

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層地積状況
①	1.0×20.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土下に暗黄褐色粘質土を認め、基盤層である黄褐色粘質土に至る。トレンチ北側では暗黄褐色粘質土下に暗褐色粘質土を認め、緩やかに北東側へ傾斜する地形が復元できる。
②	1.0×15.0	なし	なし	基本層序と旧地形は①トレンチと同様。
③	1.0×15.0	ピット1	なし	基本層序は耕作土・床土直下に灰黄褐色シルト質土を認め、基盤層に至る。
④	1.0×15.0	溝1	なし	基本層序は③トレンチと同様。旧地形は東側へ緩やかに傾斜する。

第18表 各トレンチの概要(1)

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
⑤	1.0×10.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土下に灰色砂質土・褐色砂質土を認め、黄灰色砂質土に至る。
⑥	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、暗褐色粘質土を経て、基盤層に至る。
⑦	1.0×7.0	なし	なし	基本層序は造成土直下に耕作土・床土を認め、基盤層に至る（黄褐色シルト質土）。土層堆積状況や周辺トレンチとの関係から、基盤層は顕著に削平を受けた状況が復元できる。
⑧	1.0×3.0	なし	なし	基本層序は0.8mに及ぶ造成土下に床土を認め、黄褐色砂礫層に至る。旧地目は宅地であり、基盤層は宅地の造成により削平された状況が窺える。
⑨	1.0×10.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に灰白色シルト質土を認め、黄橙色粘土に至る。
⑩	1.0×8.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に灰褐色粘土・黄橙色粘土・褐色砂質土を経て、基盤層に至る。旧地形は低湿地帯と考えられる。
⑪	1.0×6.0	なし	なし	基本層序は⑩トレンチと同様であるが、床土直下から基盤層までの深度は1mを測る。旧地形は⑩～⑪トレンチにかけて傾斜する状況が復元できる。
⑫	1.0×11.5	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下にラミナー堆積を認め、暗灰色粘土を経て、基盤層に至る。
⑬	1.5×12.5	溝 1	土師質土器(小皿・鍋・足釜) 須恵器(碗・甕)	基本層序は耕作土・床土直下に灰黄褐色混砂粘質土・灰褐色混砂粘質土を認め、暗褐色粘質土を経て、基盤層である灰色粘土・黄橙色粘土に至る。暗褐色粘質土は調査区西端部に沿って検出した溝状遺構の埋土となる。溝は周辺地割に合致した方位を呈し、幅0.4m、深度0.1mを測る。出土遺物の年代観から、13世紀末～14世紀代の所産となる。
⑭	1.5×22.0	溝 1	なし	⑬トレンチに直交する方向に設定したトレンチ。基本層序は⑬トレンチと同様。トレンチ中央部で溝を1条検出。溝幅は0.4m、深度0.05mを測り、⑬トレンチの溝とは異なる主軸方位を示す。
⑮	1.5×7.0	溝 2	なし	基本層序は⑬トレンチと同様。⑬トレンチで検出した溝と同一の溝を検出した。さらに、その2m東側で平行するもう1条の溝を検出した。

第19表 各トレンチの概要(2)



写真34 ①トレンチ全景



写真35 ⑤トレンチ全景



写真36 ⑨トレンチ全景

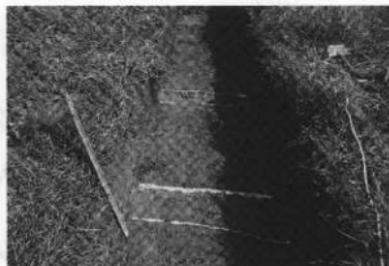


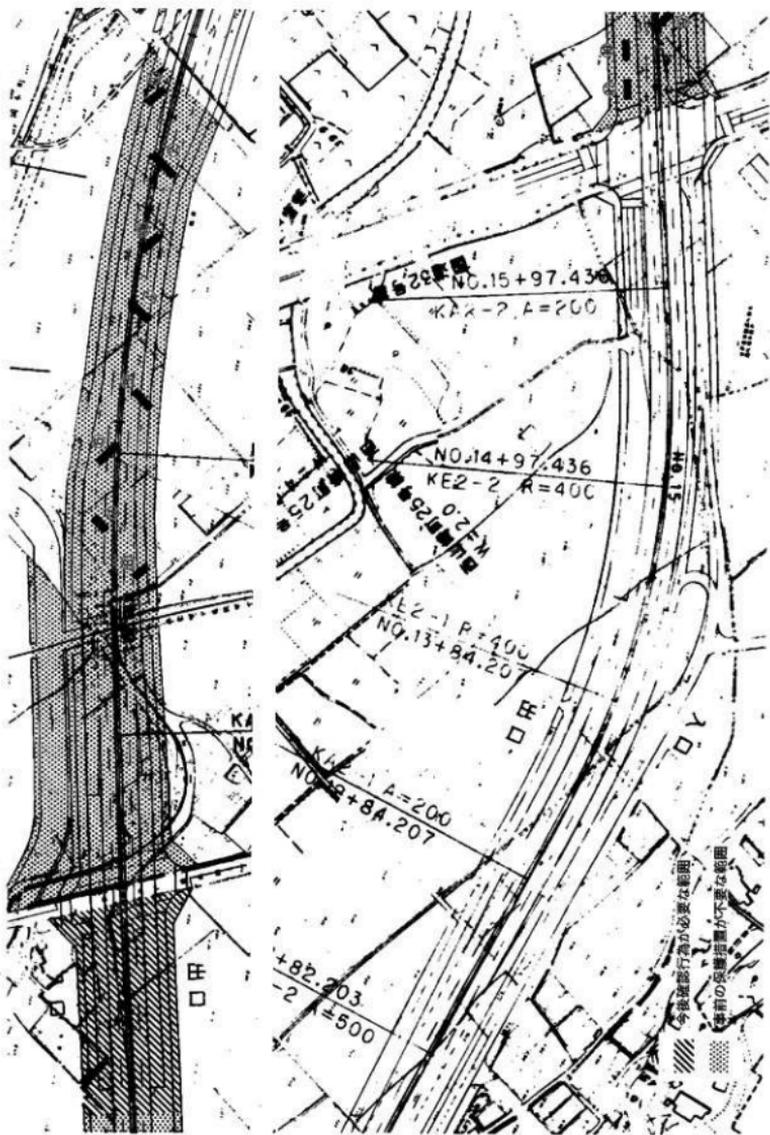
写真37 ⑮トレンチ全景



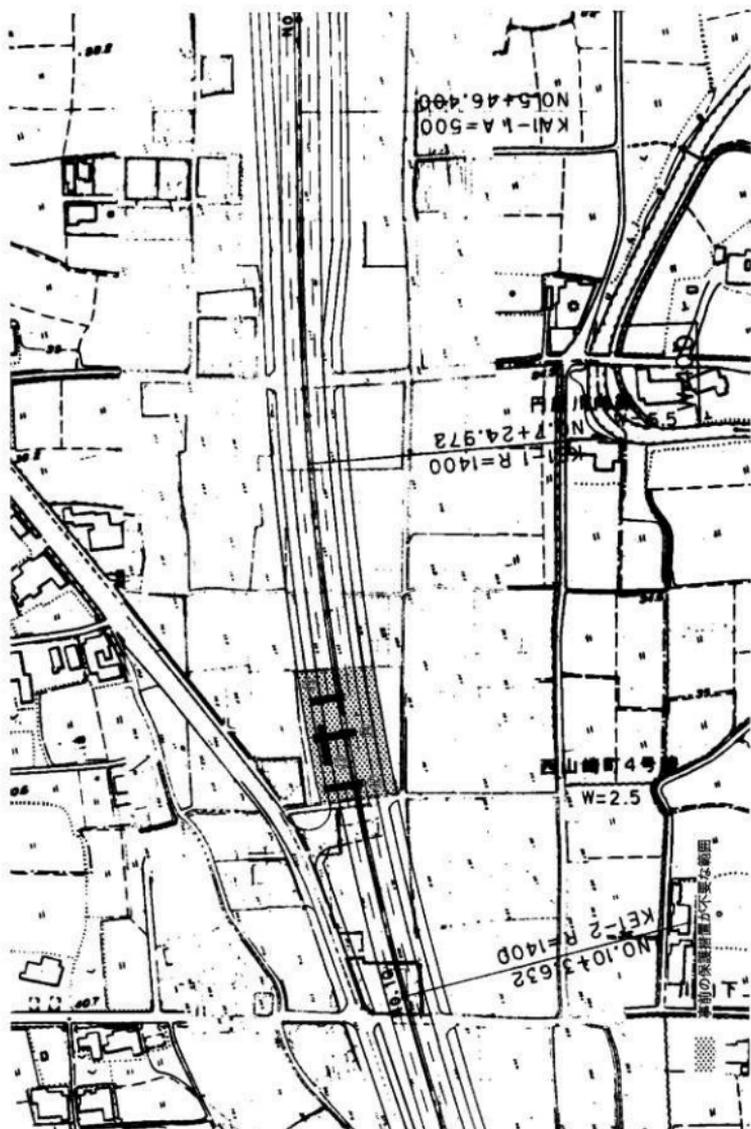
写真38 ⑰トレンチ全景



写真39 ⑱トレンチ土層



第29図 トレンチ配置図 (1) (S=1/2,500)



第30図 トレンチ配置図 (2) (s=1/2,500)

7. 西植田高松線道路改良工事

(位置と経緯)

西植田高松線は高松市川島本町に所在する。同路線は現在三木国分寺線と合流し、それを經由して川島本町の交差点からさらに北側へ抜ける路線であるが、三木国分寺線との三叉路部分から南へ抜ける新規バイパスが計画されている。地形的には安定した扇状地上に位置し、対象地東側には春日川が流れる。東西方向の条里型地割は良好に遺存するが、南北方向の地割は目地の通りを認めないという特異な地割を呈する。今年度は買収が完了した箇所を対象として、平成16年1月26～29日に試掘調査を実施した。

(調査結果)

調査の結果、③・⑪・⑬・⑭トレンチで遺構を確認した。③トレンチではピットを中心とした遺構を高密度で検出し、埋土から1点のみではあるが、弥生土器を検出した。⑪トレンチでは条里型地割に合致した東西方位の溝状遺構を認める。幅1.0m、深度0.3mを測る。遺物の出土は確認できないが、古代～中世の所産と考えられる。一方、⑬・⑭トレンチでは弥生時代の溝状遺構数条、ピット1基、不明遺構2基を確認した。溝状遺構は幅1m前後、深度0.1～0.3mを測る。⑬・⑭トレンチ間は約40mを測るが、一部の溝状遺構は弧を描くような位置関係を呈する。埋土は暗褐色系粘質土が主体をなし、弥生土器、サマカイト製スクレイパーを包含する。また、遺構を検出した暗黄橙色砂質土には一定量の縄文土器を包含しており、同層が縄文時代後期前葉に形成されたと考えられる。

(まとめ)

以上の結果から、文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要な範囲は別図2・3のように判断できる。しかし、③トレンチの東側及び⑭トレンチの北側については、用地買収の関係から今回トレンチ設定ができなかったため、今後遺跡の広がりを確認する必要がある。なお、今回新規に発見した埋蔵文化財包蔵地については、③トレンチ設定箇所を「川島本町南遺跡」、⑬・⑭トレンチ設定箇所を「川島本町遺跡」と命名する。



第31図 調査位置図 (「高松南部」)

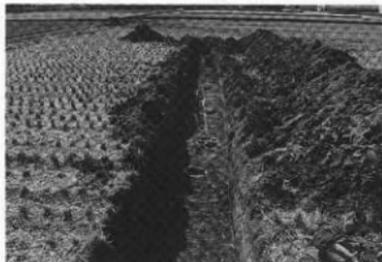


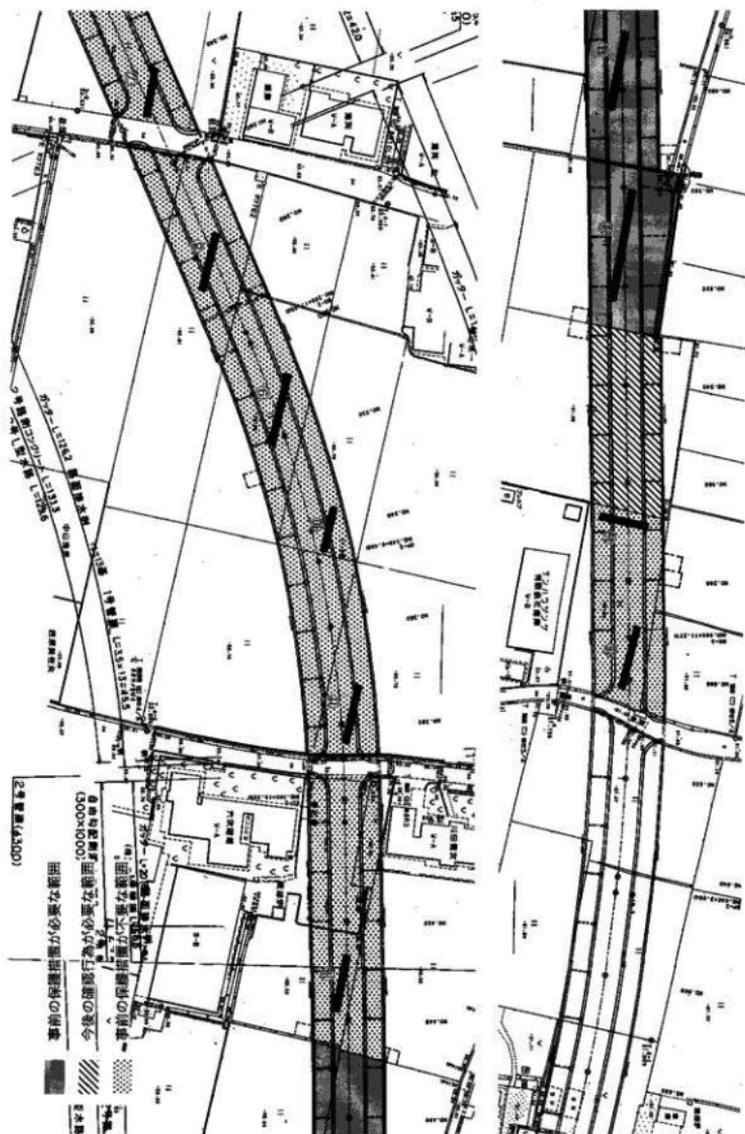
写真40 ③トレンチ全景



写真41 ⑪トレンチ全景

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	10×15.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、灰色系砂層（ラミナー・0.5m）を認める。その下位には黄褐色粘土。
②	10×14.0	なし	なし	基本層序は①トレンチに酷似するが、砂層上面に暗黄褐色粘質土が介在する。
③	10×13.0	ビット10溝2	弥生土器細片	基本層序は耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、灰色混砂粘質土を経て、黄褐色粘質土に至る。遺構は灰色系混砂粘質土が主体をなし、弥生土器と考えられる土器片を包含する。
④	10×19.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に黄灰色粗砂層を認める。
⑤	10×10.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、灰黄色砂質土・灰褐色混砂粘質土を経て、黄褐色粘質土に至る。
⑥	10×10.0	なし	なし	基本層序は④トレンチと同様。
⑦	10×10.0	なし	なし	基本層序は④トレンチと同様。
⑧	10×12.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に暗茶褐色シルト・暗灰黄褐色粘質土を認め、灰黄色砂質土を経て、基盤層である黄褐色粘質土に至る。
⑨	10×15.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、灰褐色粘質シルト・暗黄褐色粘土・黒色粘土を経て、灰黄色粗砂層に至る。
⑩	13×10.0	なし	なし	基本層序は⑨トレンチと同様。
⑪	15×12.0	溝1	なし	基本層序は⑥トレンチと同様。溝は条理型地割に合致した方位を呈し、深度は0.3mを測る。
⑫	10×12.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に黄色粘土を認める。
⑬	10×16.5	ビット1溝5 不明遺構1	弥生土器 サヌカイト（スクレパー） 縄文土器	基本層序は耕作土・床土直下に暗黄褐色砂質土を認め（縄文時代土器包含層）、灰色粗砂層に至る。遺構は暗黄褐色砂質土上面で検出し、いずれも東西方位を指向する。埋土は暗褐色系粘質土が主体をなし、弥生土器を包含する。
⑭	10×23.0	溝1 不明遺構	弥生土器 縄文土器	基本層序は⑬トレンチと同様。溝は幅5m、深度0.3mを測り、暗茶褐色系砂質土埋土が主体をなす。
⑮	10×10.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に褐色系混砂粘質土を認め、基盤層である暗黄褐色粘質土に至る。
⑯	10×13.0	なし	なし	基本層序は⑮トレンチと同様。

第20表 各トレンチの概要



第33図 トレンチ配置図 (2) (S=1/1,000)

8. 県道津田白鳥引田線緊急地方道路整備事業

(位置と経緯)

試掘対象地は東かがわ市(旧大内町)馬篠に位置する。

標高305mの長見山(通称寺尾山・鶴羽山)から蜘蛛手状に延びる尾根の縁辺部に四国横断自動車道建設に伴い発掘調査を実施した大山遺跡が存在する。今回の調査地は微地形を復元すると大山遺跡の所在する尾根から更に北東方向に延びる低丘陵の先端部と谷筋に当たることが解る。

この東かがわ市馬篠とさぬき市津田大山周辺は「寺尾千軒」と呼ばれており、長見山に所在した中世山岳寺院である寺尾庵寺の関連施設が存在していたと考えられている。これは「テラヤシキ」・「ワカミヤ」などの地名、大山からの金銅仏の出土、火山産凝灰岩製の層塔・宝塔・五輪塔・石仏などの分布から裏付けられるものである。また大山遺跡の発掘調査でも火山産凝灰岩製の五輪塔が共存する土壌墓が検出されている。

これら周辺の状況から当調査区でも寺尾庵寺関連の遺構の検出、遺物の出土を予測し、平成15年6月12日に試掘調査を実施した。

(調査の結果)

試掘調査は調査地内に合計4本のトレンチを設定した。地形復元の結果、トレンチ①・②は谷筋に当たり、トレンチ③・④は低丘陵上に当たる。

調査の結果、トレンチ①・②では想定どおり谷筋に当たっており、砂粒を多量に含む粘質土が堆積しており、遺構は確認されず、遺物も古代の須恵器が少量出土したのみである。一方トレンチ③・④は低丘陵上であることからかなり削平を受けているものと考えられ、濁黄色砂混じり粘質土の基盤層までに若干の堆積層が確認されたのみであった。この基盤層上面で明確な遺構は検出していない。

(まとめ)

以上から、それぞれのトレンチで堆積層間及び基盤層上面に遺構が存在しないことと堆積層に遺物がほとんど含まれていないことから埋蔵文化財に関する事前の保護措置は不要であると判断した。



第34図 遺跡位置図(「讃岐津田」)

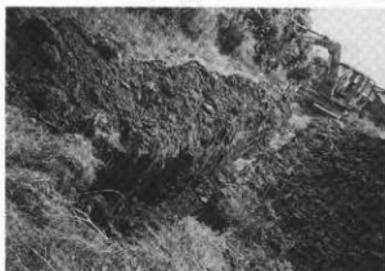


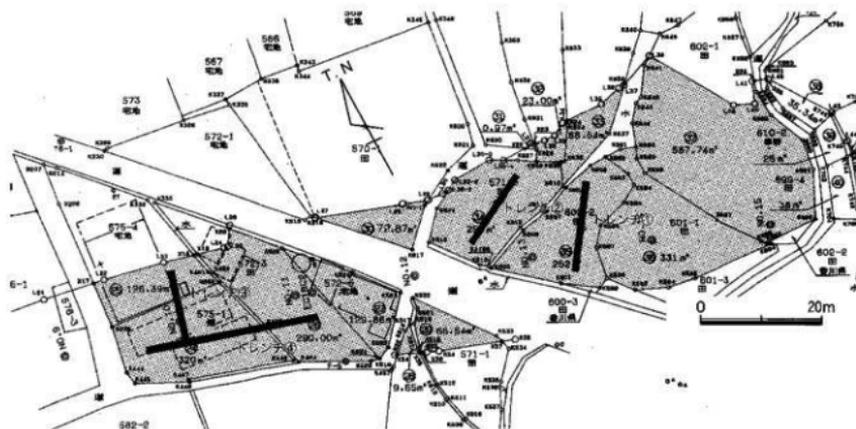
写真42 トレンチ1全景



写真43 トレンチ4全景

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×15.0	なし	須恵器少量	耕作土直下に約109cmは上位に砂粒を多量に含む灰色系の粘質土、中に遺物を少量包含し、砂粒を多量に含む暗灰色砂混じり粘質土、下に灰やまぶき色砂礫層が堆積する。地山は明黄茶色礫混じり粘質土で、トレンチ東部では現地表から約26cmで地山となる。これらの堆積土は周辺地形及び砂粒を多量に含むことから谷筋の堆積と考えられる。
②	1.0×14.0	なし	なし	耕作土直下に約35cmの灰色系の砂混じり粘質土の堆積層があり、その下で暗灰色砂質土層が確認できる。このトレンチは湧水が著しく、地山まで確認できなかったが、基本的にはトレンチ①と同様な層序となり、谷筋堆積層と考えられる。
③	1.0×12.0	なし	なし	約23cmの花崗土客土下に耕作土があり、約10cmの暗黄灰白色砂混じり粘質土の堆積土がある。その下で濁黄色砂混じり粘土層の基盤層となり、この上面が遺構の所在する面と考えられる。
④	1.0×29.0	なし	なし	基本層序はトレンチ③と同様である。西部で深掘りした結果、基盤層が約37cm堆積し、下位には黄色系の砂質層・差層が約100cm堆積したのち、茶黄色礫混じり粘質土の地山となる。

第21表 各トレンチの概要



第35図 トレンチ配置図

第4章 国・県事業予定地内の調査

(1) はじめに

今年度の国・県道を除く国・県事業で試掘調査を実施したのとして、国事業に自衛隊の国分台演習場内における演習、県事業に都市計画道路富士見町線改築事業・老朽校舎棟改築事業（高松工芸高校南館）がある。都市計画道路富士見町線は平成13年度から試掘調査を行っている。

(2) 調査の概要

1. 都市計画道路富士見町線改築事業

(位置と経緯)

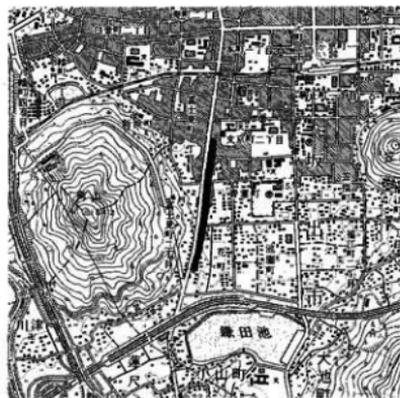
都市計画道路富士見町線は、坂出市内を南北に縦断して国道438号（坂出工区）に繋がる路線である。平成13年度には路線北端部（市内側）の試掘調査を行い、古代の砂堆とみられる地点で「文京町二丁目西遺跡」が新規に発見されている。平成14年度には文京町二丁目西遺跡の南側～国道11号までの買収済みの地点4地点を対象に試掘調査を実施しており、今回は平成14年度に買収が完了していなかった箇所を対象とした。試掘調査は工事施工時期の関係から、平成15年5月29日、8月25・26日の2回に分けて実施した。

(調査結果)

計9本のトレンチを設定したが、遺構を検出した箇所は②・⑦トレンチに限られる。いずれも無遺物の旧流路である。前者は角山から流下する流路と考えられ、後者は周辺地割から旧流路は角山東麓の裾部をかすめるように流れ、⑦トレンチと⑥トレンチ間を縦断するものと理解できる。一方、対象地北端部で設定した③トレンチでは、角山東麓から東へ舌状に延びる微高地を検出した。上面には遺構は確認できず、黄白色の色調を呈することから、顕著に削平された状況が復元できる。また、その微高地から南へ傾斜する地点に設定した④トレンチでは連続する水田層を検出した。土層堆積状況から、中世後半期に属すると考えられるが、上面において畦畔等の施設は確認できない。安定した微高地の南側が耕作域として利用されていたようである。こうした状況から、安定した微高地には元来、古代～中世の遺構が展開していた可能性を想定することができる。

(まとめ)

以上の結果から、今回の対象地について事前の保護措置は不要と判断できる。しかし、③トレンチではその北側約70mの地点に位置する「文京町二丁目西遺跡」が立地する砂堆地形を認めない。よって、③トレンチから「文京町二丁目西遺跡」までの間については、砂堆地形の広がりとその上面における遺構の有無を事前に確認する必要がある。



第36図 調査位置図（「丸亀」）



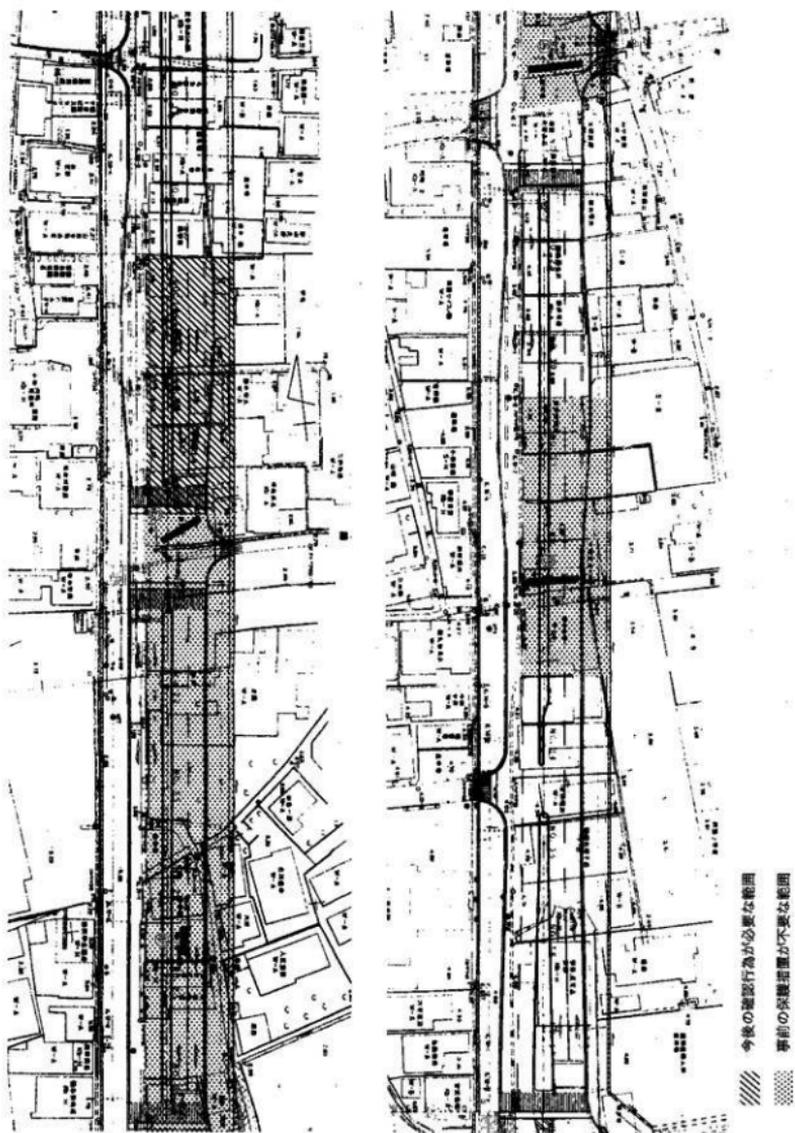
写真44 ①トレンチ全景



写真45 ③トレンチ全景

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×20.0	なし	なし	トレンチ南側では耕作土直下に基盤層である黄褐色粘土に至る。
②	1.0×13.0	旧流路	なし	0.5m前後の造成土下に耕作土・床土を認め、基盤層である黄灰白色粘土に至る。流路は基盤層を検出面とし、埋土は砂質土を主体とし、最下層に砂シルト質土が堆積する。遺物は確認できない。
③	1.5×5.3 1.0×3.7	なし	なし	周辺地割からは東西に細長く伸びる砂堆の存在が想定できる。基本層序は0.7mに及ぶ造成土の直下に基盤層である黄白色粘土を認める。その下位には黄灰白色粘土、灰白色粘質シルト砂、灰白色砂シルト質土が堆積する。基盤層上面には遺構は確認できず、顕著な削平を受けた状況が想定できる。
④	1.0×6.0	なし	須恵器 3	微高地の縁辺部。基本層序は0.5mの造成土直下に耕作土・床土を認め、連続する水田層、古代～中世の遺物包含層を経て、黄色粘土に至る。
⑤	1.0×11.0	なし	なし	1mに及ぶ造成土の直下に旧耕作土・床土を認め、灰褐色混砂粘質土を経て、黄褐色粘土に至る。
⑥	1.0×10.0	なし	なし	1.1mの造成土直下に近現代の連続する水田層を認め、暗灰色粘質土を経て、基盤層に至る。
⑦	1.0×10.0	旧流路	なし	0.4mの造成土直下に耕作土・床土を認め、褐色砂質土を経て、基盤層に至る基本層序が復元できる。但し、褐色砂質土下位には砂質土と混砂粘質土の相互堆積層が厚く堆積する。無遺物の旧流路。
⑧	1.0×9.0	なし	なし	基本層所は造成土直下に耕作土・床土を認め、旧耕作土・床土を経て、黄褐色粘土に至る。
⑨	1.0×10.0	なし	なし	旧地目は宅地。基本層序は2mに及ぶ造成土下に旧耕作土・床土を認め、青黄褐色混砂粘質土に至る。

第22表 各トレンチの概要



第37図 トレンチ配置図(1) (S=1/1,000)

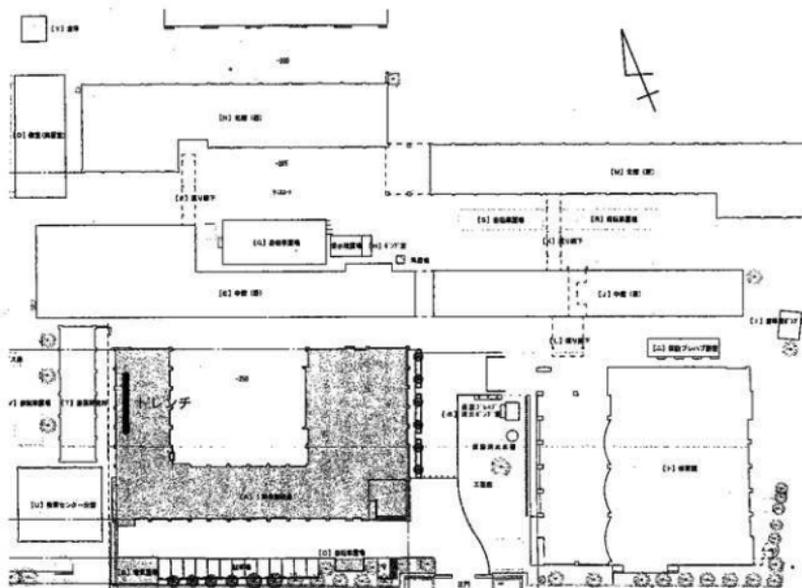
2. 老朽校舎棟改築事業（高松工芸高校南館）

（位置と経緯）

対象地は、高松市番町に所在する高松工芸高校の敷地内に位置する。対象地は東西に細長く伸びる砂堆上に位置しており、その北側のもう1本の砂堆上には埋蔵文化財包蔵地である「扇町一丁目遺跡」が所在する（平安時代末～室町時代）。高松市内地は近世初頭に海域を大規模に埋立て、城下町を形成する。しかし、それ以前に湾入する海域に伸びる砂堆上に古代末～中世前半期の遺跡が展開することが近年明らかになっており、今回の調査では江戸時代以前の集落の有無に留意した。なお、南館建設予定地の平面形は凹形を呈し、以前に校舎が建てられていた。そのため、既存の建物基礎深度を考慮して、想定遺構面が遺存する箇所を対象として調査を実施した。



第39図 調査位置図（「高松北部」）



第40図 調査位置図（S=1/500）

(調査結果)

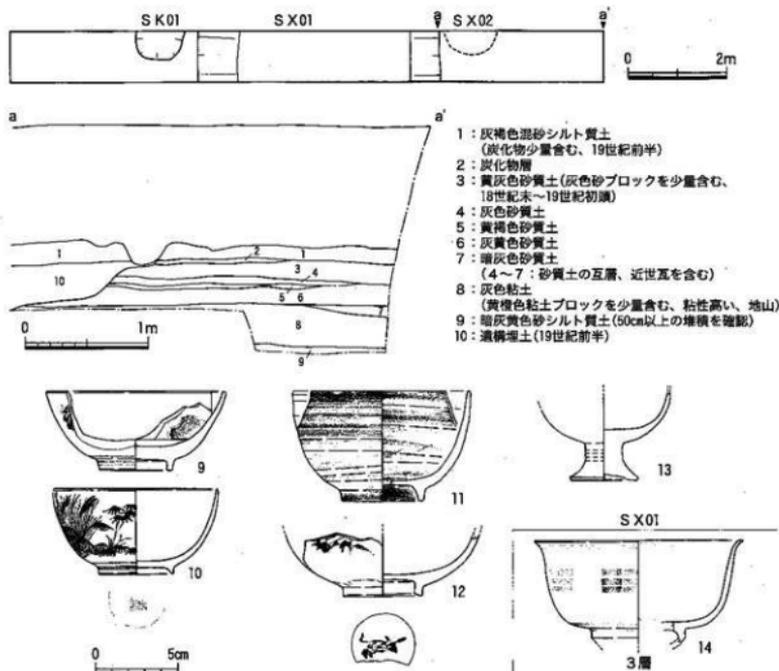
調査の結果、江戸時代以前の包蔵地を確認することはできなかった。基本層序は1mに及び造成土下に江戸時代の整地層を2面確認し、砂質土の互層を経て、基盤層である灰黄色粘土に至る。基盤層下には暗褐色砂質土が厚く堆積する。遺構は18世紀前半、19世紀後半及び明治・大正期に属する土坑及び不明遺構を確認したが、近世以前に属するものは認められない。

(まとめ)

以上から、今回の調査対象地については、事前の保護措置は不要と判断できる。

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×12.0	土坑1 (明治・大正期)不明遺構2 (18世紀前半・19世紀前半)	肥前系磁器 (碗・皿・仏飯器)肥 前系陶器(碗)土質 土器小皿	基本層序は、1mに及び造成土下に江戸時代の整地層を2面認め(18世紀後半、19世紀前半)、砂質土の互層を経て、基盤層である灰黄色粘土に至る。基盤層の下位には、暗褐色砂質土が厚く堆積する。

第23表 トレンチの概要



第41図 トレンチ平面図、土層図及び出土遺物

3. 国分台演習場における埋蔵文化財試掘調査

(位置と経緯)

対象地は陸上自衛隊国分台演習場内に位置し、旧石器時代の包蔵地である国分台遺跡内に所在する。同遺跡はサヌカイトの原産地に立地し、膨大な量の旧石器を包蔵する旧石器時代の拠点的な遺跡である。その保護については、旧石器が多量に散布する区域について立入りを禁止し(保護地域)、その他についても掘削(工事)等の遺跡に影響を及ぼす行為を行わないことで自衛隊の協力を得てきた。しかし、自衛隊より掘削を伴う演習を実施したいという要請があったため、今回はその候補地となる南の台において試掘調査を実施した。調査地点は植生のない裸地であり、地表面には多量のサヌカイト片が散布している。

(調査結果)

調査は国土座標を基軸として第3図のとおり、 1×1 mのグリットを設定した。9グリットを対象として調査を実施したが、FVa1グリットは地表面に散布するサヌカイト片を調査したに留まる。調査の結果、各グリットからは四十点~百数十点のサヌカイトが出土した。一部には横長剥片石核や翼状剥片、スクレイパーの出土も認める。大多数は第4図の1層からの出土であり、地表面にナイフ形石器や翼状剥片が散布する状況に合致する。また、2層からも微量ではあるが、サヌカイトの出土を認める。しかし、2層は風化した小礫を多量に包含しており、基盤層と考えられる。そのため、同層から出土した石器は亀裂からの転落や沈み込みによるものと理解できる。なお、地形的には北西方向へ緩やかに傾斜する。一方、HVa1・FVa1・G Va1グリットとG VII a1・F VII a1グリットにおいて、比較的新しい掘削痕跡を確認した。前者は基盤層(第4図2~4層)をブロック状に含むことから、短期間に開削され、近隣に仮置きしていた掘削土を再び埋め戻したと考えられる。後者はその形成過程を復元することは困難であるが、剥離面が極めて新しいサヌカイト片を多量に包含する。

以下、今回の試掘調査で判明したことを5点にまとめる。

- ①対象地全域の地表面に旧石器を含むサヌカイト片が分布しており、散布地であることを追認した。
- ②各グリットにおける土層堆積状況と石器の出土状況の関係から、石器は第4図1層に含まれることが判明した。1層は表土に相当し、地表面に散布する石器は元来、1層に含まれる。
- ③出土した石器には、ナイフ形石器を作る工程で生じる剥片を含むことから、今回の対象地において石器製作が行われていたと考えられる。
- ④設定した8グリットうち、4グリットについては攪乱によって石器を含む層位が消失する。
- ⑤地表面に認める旧石器は、雨水や通行によって元来の位置から移動しており、原位置を保つものではない。

(まとめ)

以上の結果から、今回の調査対象については、掘削を行う場合には文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要と判断できる。

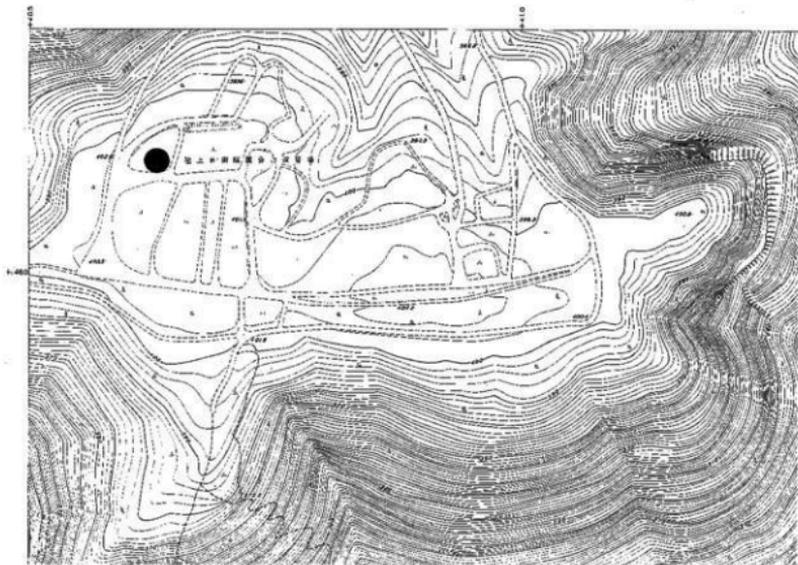


第42図 調査位置図(「白峰山」)

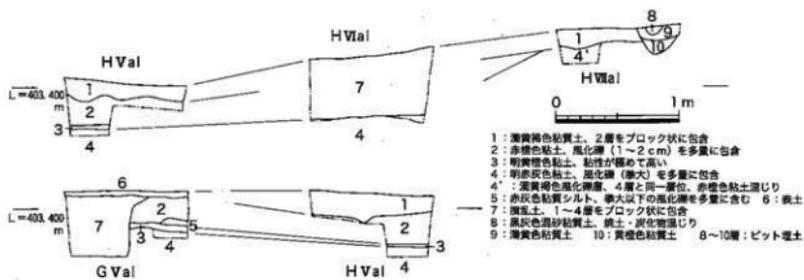
番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
GVa1	1×1	なし	サヌカイト原石剥片 (石核調整) チップ	基本層序は表土(濁黄灰色粘質土)直下に基盤層である明赤橙色粘土を認める。その下位に準大の礫を含む赤灰色粘質シルト、明橙色粘土、赤紫色シルト質土がそれぞれ堆積する。明赤橙色粘土中にもサヌカイト片の出土を認めるが、出土量は稀薄であり、亀裂から転落したものと理解できる。
HVa1	1×1	なし	サヌカイト原石剥片 チップ	基本層序は表土(濁黄灰色粘質土)直下に赤橙色粘土、明黄橙色粘土、明赤灰色粘土を認める。サヌカイトの大多数は表土に含まれるが、赤橙色粘土からもわずかに出土する。
FVa1	1×1	なし	サヌカイト原石、 チップ	表土直下に1.1mの厚みの攪乱層を認め、GVa1に認める基盤層ブロックを多量に認める。同層中からもサヌカイトの出土を認めるが、原位置を保つものではない。
GVa1	1×1	なし	サヌカイト原石剥片 (使用痕有) チップ	基本層序と出土状況はHV a 1と同様。
HVa1	1×1	なし	サヌカイト原石 剥片 チップ	基本層序はFVa1と同様。攪乱層中には、GVa1に認める基盤層ブロックを包含する。
FVa1	1×1	なし	サヌカイト原石 盤状剥片 翼状剥片 スクレイパー	基本層序は表土直下の攪乱層を経て、下位に黄橙色粘質土、橙色粘土を認める。サヌカイト片の大多数は第4回1層から出土する。
GVa1	1×1	なし	サヌカイト原石 剥片	基本層序は表土直下約0.5mまで攪乱層を認め、基盤層に至る。サヌカイト片はいずれも攪乱層から出土しており、原位置を保つものではなく、一部には極めて新しい剥離面を認める。
HVa1	1×1	ビット	サヌカイト原石 剥片(石核調整) チップ	基本層序は表土直下に基盤層である風化礫層を認める。基盤層中には赤橙色粘土を包含しており、HV a 1の基盤層とは差異を認める。礫の風化度合いに起因するものと理解できる。サヌカイト片はいずれも表土から出土する。

(FVa1地点は時間の都合上、表土遺物のみの調査に留まる)

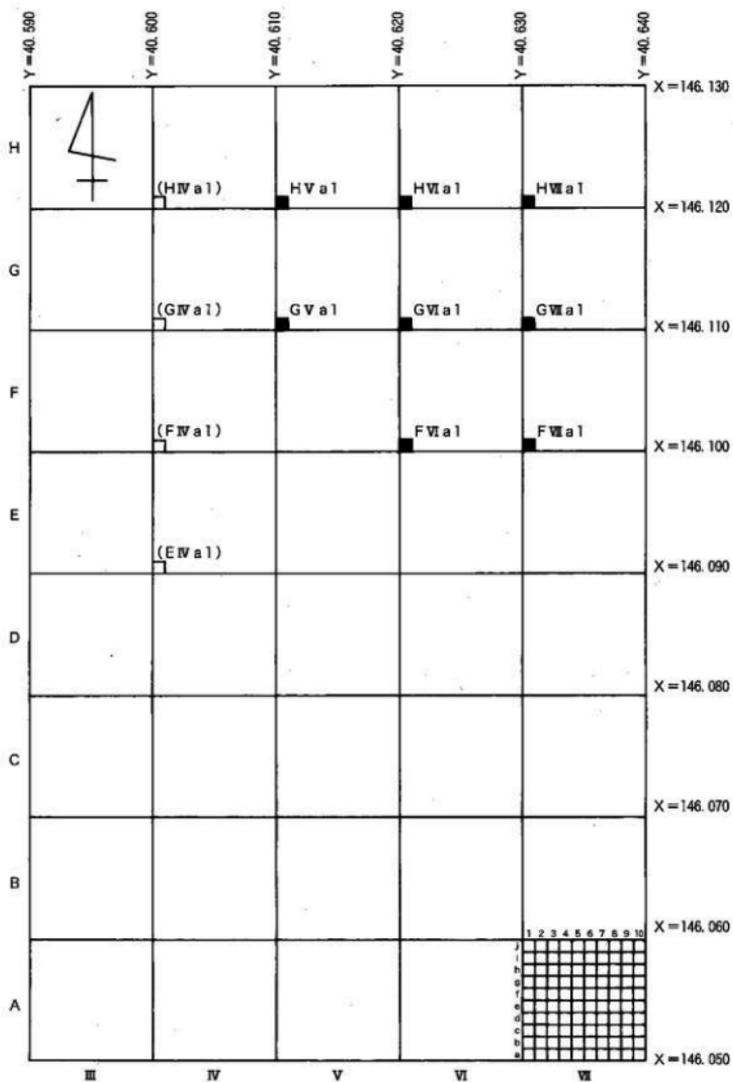
第24表 各グリットの概要



第43図 調査位置図 (2) (S=1/5,000)



第44図 土層図 (S=1/40)



第45図 グリット図



写真46 対象地全景



写真47 露頭と対象地

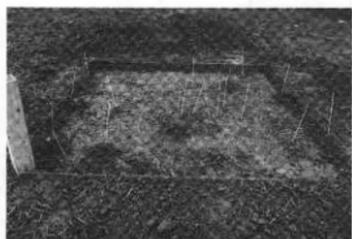


写真48 GⅤa1出土状況



写真49 HⅤa1土層

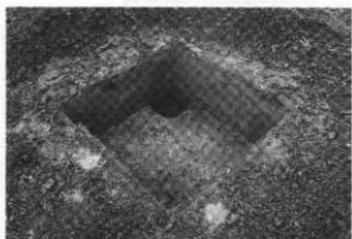


写真50 GⅥa1土層



写真51 HⅥa1土層



写真52 FⅤa1土層

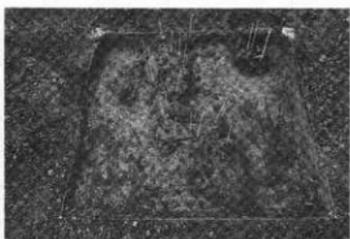


写真53 HⅦa1出土状況

第5章 農林事業等予定地内の調査

(1) はじめに

農業事業等に伴う埋蔵文化財の保護については、大規模な事業面積が計画された県営ほ場整備事業について、昭和63年度より遺跡詳細分布調査対象に加えることで本格化した。試掘調査によって埋蔵文化財が確認された場合、調査データに基づき事業主体と協議・調整を行い、主に切土から盛土へ設計変更することで遺跡の保存を図ってきた。

今年度については、県営ほ場整備事業（綾南南部地区：平成8年度～）、県営ほ場整備事業（綾上山田地区：平成12年度～）、県営単独緊急農道事業（桑山地区：平成13年度～）、中山間地域総合整備事業（白鳥南地区：平成14年度～）といった前年度以前からの継続協議事業について試掘調査を行った。

(2) 調査の概要

1. 県営ほ場綾上山田地区整備事業

(位置と経緯)

県営ほ場綾上山田地区整備事業は綾歌郡綾上町字山田下字法導寺・吉田に所在する。今回の対象地はほ場整備工事は平成16年度に実施する予定の3工区である。平成14年度に県教委による分布調査を実施し、試掘調査を行う必要がある範囲を提示しており、今年度はこれを対象とした試掘調査を行った。地形的には網の目状に流れる旧河道に取り残された中洲状の高まりと棚田状の整形された丘陵南斜面地となる（便宜上、前者を阿弥陀堂地区、後者を吉田地区と仮称する）。阿弥陀堂地区は南北約50m、東西約250mを測り、そのほぼ中央には中世後半期に属する瓦片や五輪塔の散布を認める埋蔵文化財包蔵地である「阿弥陀堂」が所在する。一方、吉田地区は地形的には中央に所在する段丘崖の上位と下位に大別でき、下位段丘面は完新世段丘面、上位は丘陵となる。対象地の西側では下位段丘面において埋蔵文化財包蔵地「西末則遺跡」、上位の丘陵において「末則古墳群」が所在する。試掘調査は作付け状況の関係から、平成15年5月6～12日と10月20～22日の2回に分けて実施した。なお、トレンチ名については、平成14年度に実施した阿弥陀堂の北側にある法導寺地区に設定したトレンチからの通し番号となる。

(調査結果)

トレンチは阿弥陀堂地区で5本、吉田地区で13本の計18本を設定した。阿弥陀堂地区では⑧～⑩トレンチで遺構を検出した。⑧トレンチでは東端部において南北方向の溝を1条のみ検出したに留まるが、⑨～⑩トレンチではビット・土坑を高密度で確認した。所属時期は12世紀後半と14世紀代に大別でき、阿弥陀堂境内に散布する瓦と境内に所在する五輪塔の年代観にそれぞれ合致する。「阿弥陀堂」の位置と遺構の分布を踏まえると、8トレンチ東端部の溝は阿弥陀堂の西側を画する施設と考えられる。

一方、吉田地区では13・16・20・21・25トレンチで遺構を確認した。上位面では13トレンチで方形に



第46図 調査位置図（「滝宮」）

巡る溝を検出した(6世紀後半～7世紀初頭)。古墳の周溝の可能性が高い。下位段丘面では20トレンチでは弥生時代後期に属する溝と時期不詳のピット、21トレンチでは段丘崖に平行する時期不詳の溝、25トレンチでは数基のピットを確認した。25トレンチ東端部に位置するピットは埋土中に多量の焼土と焼けた扁平な石材を含有する。出土遺物の年代観から12世紀後半を中心とした時期に位置付けられる。よって、下位段丘面では12・15トレンチを除くトレンチで遺構を検出したことになる。12トレンチを設定した田は開折谷に相当することから、遺構は元来存在しないと考えるが、下位段丘面に設定したトレンチ内容を考慮すると、15トレンチを設定した箇所には遺跡が展開すると考えられる。

(まとめ)

以上の結果から、文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要な範囲は、第48・49図のように判断できる。なお、今回の保護措置必要範囲のうち、阿弥陀堂地区は周知の埋蔵文化財包蔵地「阿弥陀堂」に含め、吉田地区で新規に確認した埋蔵文化財包蔵地については「山田下吉田遺跡」と命名する。標記事業に伴う「阿弥陀堂」と「山田下吉田遺跡」の施工深度については、中讃土地改良事務所と保存協議中であるが、設計変更による盛土保存で合意している。



写真54 阿弥陀堂に所在する五輪塔



写真55 ⑨トレンチ全景



写真56 ⑨トレンチ全景



写真57 25トレンチ全景



写真58 ⑩トレンチ全景

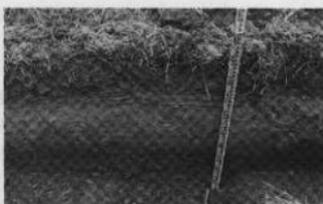


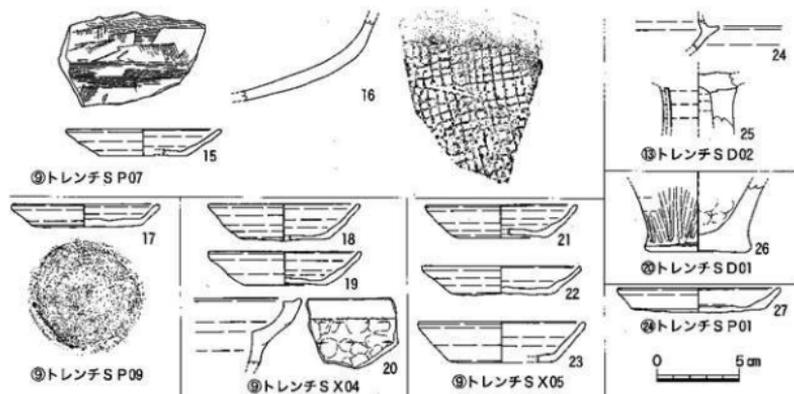
写真59 25トレンチ土層

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
7	1.0×10.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土・床土直下に暗褐色混砂粘質土を認め、にぶい黄橙色シルト質土に至る。暗褐色混砂粘質土は10トレンチでは包含層であるが、7トレンチでは無遺物層となる。
8	0.8×15.5	溝 1	須恵器碗 (12世紀後半)	耕作土・床土直下に旧耕作土・床土を認め、一部褐灰色混砂粘質土を経て(包含層)、灰色砂礫層に至る。遺構はトレンチ東端部で南北主軸の溝を1条検出。幅1m、深度0.2m。
9	0.8×19.0	ピット 9 土坑 4	土師質土器小皿・鍋、 黒色土器碗、瓦質土器 鍋	基本層序は8トレンチと同様。遺構は南半部を中心に高密度に分布。遺構の所属時期は出土遺物の年代観から、12世紀後半前後と14世紀代の2時期に大別できる。
10	1.0×12.0	ピット 4 土坑 1	平瓦 (ピット) 丸瓦 (土坑)	基本層序は耕作土・床土直下に包含層である暗褐色混砂粘質土を認め、灰色砂礫層に至る。 遺構からは瓦の出土を認める。正確な所属時期は不明であるが、周辺遺構との関連から、12世紀後半ないし14世紀代の所産と理解できる。
11	1.0×12.0	ピット 2 土坑 1	石製硯 (土坑) 土師質土器鍋 常滑甕 (包含層)	基本層序は耕作土・床土直下に連続する耕作土を認め、暗褐色混砂粘質土を経て(包含層)、灰色砂礫層に至る。 土坑は径0.7m、深度0.4mを測る。埋土は下層に暗褐色混砂粘質土、上層に灰褐色混砂粘質土を認め、下層からは石製硯を検出した。
12	0.8×15.0	なし	なし	耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、造成土、暗褐色混砂粘質土を経て(包含層)、黄白色粘土に至る。トレンチ西半で谷地形を確認。上位段丘面から連続する開析谷と考えられる。
13	0.8×16.0	溝 2	須恵器環・高坏 (6世紀後半～7世紀初頭)	耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、造成土と考える灰黄色粘土、褐色混砂粘質土を経て、基盤層である黄白色粘土に至る。 2条の溝は一連の遺構と考えられ、出土遺物を考慮すると、古墳の周溝の可能性も考えられる。
14	0.8×15.0	なし	なし	耕作土・床土直下に旧耕作土を認め、基盤層に至る(黄橙色礫混じり粘土)。
15	0.8×15.0	なし	須恵甕	基本層序は12トレンチと同様。

第25表 各トレンチの概要 (1)

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
16	0.8×6.8	土坑1	磁器碗 (明治~大正時代)、 土師質土器小皿	耕作土・床土直下に旧床土を経て、基盤層である黄褐色粘土に至る。径1.2m、深度0.2mの土坑を検出(明治期の磁器碗細片が出土)。
17	0.8×17.0	なし	なし	耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、造成土を経て、褐色粘質土に至る(基盤層)。
18	0.8×8.0	なし	なし	基本層序は耕作土直下に基盤層である黄灰白色粘土を認める。
19	0.8×11.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に濁黄褐色粘土を認め、基盤層に至る。
20	0.8×19.0	溝2 ビット1	弥生土器(弥生時代後期) サヌカイト	基本層序は12トレンチと同様。溝は幅約2.5m、深度0.3mを測り、埋土は黄褐色系粘質土が主体をなす。
21	0.8×20.0	溝1	土師質土器小皿、須恵鉢、 黒色土器碗	基本層序は12トレンチと同様。遺構はトレンチ北端部に東西方向の溝を1条検出。幅1.5m、深度は0.1m。出土遺物は確認できない。
22	0.8×9.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に基盤層である黄褐色粘質土を認める。
23	0.8×11.0	なし	なし	基本層序は22トレンチと同様。
24	0.8×20.0	ビット3	土質小皿・碗、黒色土器碗、 須恵器甕、丸瓦	基本層序は12トレンチと同様。東端部に位置するビットは埋土中に多量の焼土を包含し、中世前半期属する土器が出土。

第26表 各トレンチの概要(2)



第47図 出土遺物 (S=1/3)



第48図 トレンチ配置図 (S=1/5,000)

2. 経営体育成基盤整備事業（綾南南部地区）

（位置と経緯）

経営体育成基盤整備事業（綾南南部地区）は綾歌郡綾南町陶に所在する。対象地の周辺は細長く延びる谷筋が蜘蛛手状に巡り、その間隙に狭長な低丘陵が存在する。対象地西側では周知の埋蔵文化財包蔵地「向原遺跡」が立地する等、低丘陵には弥生時代の集落の存在が想定でき、さらに谷筋には窯跡が点在する。こうした状況を踏まえて、今年度工事箇所内の7・8工区について、分布調査を実施したが、遺物の散布は確認できなかった。そこで、7工区については施工時に数箇所を地点で立会を行い、8工区はその後試掘調査を実施し、埋蔵文化財包蔵地が確認された時点で再協議を行うことで中讃土地改良事務所と合意した。また、9・10工区については、周知の埋蔵文化財包蔵地「窯ノ口窯跡」が事業地内に所在するため、今年度に試掘調査を行うこととした。7工区は平成15年8月11日、8工区は平成15年8月21日・9月1日、9・10工区は平成15年10月23～27日に調査を実施した。



第50図 調査位置図（「滝宮」）

（調査結果）

a. 7工区

想定遺構面に切土が及ぶ範囲を対象とし、6箇所の確認を行った。基本層序は耕作土直下に旧耕作土である灰褐色混砂粘質土を認め、基盤層である黄褐色粘質土に至る。基盤層は顕著な削平を受けており、遺構・遺物を確認することはできなかった。

b. 8工区

想定遺構面に切土が及ぶ範囲を対象として8本のトレンチを設定した。遺構は③トレンチにおいて土坑と溝状遺構を検出したに留まる。遺物の出土は確認できず、正確な所属時期は特定できないが、土坑は床土上面を掘り込み面としており、近世以降の所産と理解できる。

c. 9・10工区

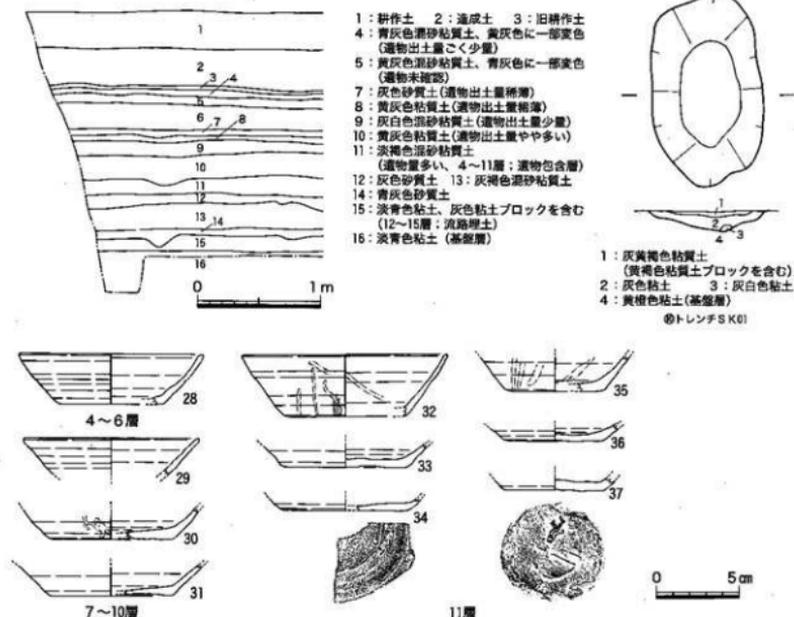
想定遺構面に切土が及ぶ範囲を対象として11本のトレンチを設定した。9工区東端部には周知の埋蔵文化財包蔵地「釜ノ口窯跡」が位置するが、事前の分布調査ではその正確な所在地を特定することができなかったため、その確認を目的としたトレンチも設定した。調査の結果、⑩・⑮トレンチで遺構を検出し、⑩Aトレンチで釜ノ口窯跡に関連する包含層を確認した。⑩トレンチでは比較的高密度で遺構を検出し、ピット7基に加え、土坑墓の可能性が高い遺構も認める。出土遺物が確認できず、その所属時期は特定できないが、⑩トレンチ中央部を中心に展開する小規模な集落と判断できる。⑮トレンチではピットを1基検出したが、埋土の特徴から近世以降の所産と考えられる。一方、⑩Aトレンチでは数十点の須恵器片を確認した。坏はいずれも同一型式と考えられ、釜ノ口窯跡で焼成された須恵器の可能性が高い。⑩B・Cトレンチにおいて須恵器は確認できず、所在地が明確でない釜ノ口窯跡は⑩Aトレンチより北側に位置し、かつ⑩Aトレンチに近接する位置に所在する可能性が高いと判断できる。

（まとめ）

以上の結果から、7・8・10工区については文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断できる。しかし、9工区の⑩トレンチ中央部で確認した遺構については、所属時期は明らかではないが、小

規模に展開する集落と理解でき、第52・53図に示した範囲について保護措置の必要がある。また、釜ノ口窯跡に関連する遺物を検出した㊦Aトレンチについては、二次移動に伴う出土状況を呈することから、保護措置の必要はないと判断できる。但し、今回の試掘調査では釜ノ口窯跡の正確な所在地や包蔵状況を確認することができなかった。よって、今後、分布調査等の確認調査を実施し、その取り扱いを再度協議する必要がある（その後、中讃土地改良事務所と協議を行い、窯ノ口窯跡が所在する地点については、諸般の都合により、平成16年度の工事施工箇所からは除外された）。

なお、㊦トレンチで新規に確認した埋蔵文化財包蔵地については「飼野下遺跡」と命名する。「飼野下遺跡」の保護措置については、中讃土地改良事務所と綾南町教育委員会と継続協議中であるが、設計変更による盛土保存の方向で合意している。



第51図 土層図、平・断面図及び出土遺物

番号	規模 (m)	遺 構	遺 物	地形・土層堆積状況
①	1.0×12.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に基盤層である黄褐色粘質土を認める。
②	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に明黄橙色粘質土を認め、基盤層である黄褐色粘質土に至る。基盤層上面にはマンガンの沈着を認める。
③	1.0×7.0	土坑1、溝状遺構1	なし	基本層序は①トレンチと同様。遺構から出土遺物は確認できず、正確な所属時期は不明である。土坑は床土上面より開削され、近世以降の所産となる。
④	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は①トレンチと同様。
⑤	1.0×11.0	なし	なし	基本層序は②トレンチと同様。
⑥	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は①トレンチと同様。
⑦	1.0×15.0	なし	なし	基本層序は②トレンチと同様。
⑧	1.0×6.0	なし	なし	基本層序は、耕作土・床土直下に1m以上の造成土を認め、基盤層である黄褐色粘質土に至る。
⑨	1.2×5.0	なし	なし	微高地の縁辺部(⑨~⑫トレンチ)。基本層序は耕作土・床土直下に旧耕作土を認め、黄色粘土に至る。
⑩	1.1×40.5 1.0×2.0	ピット6 土坑1	なし	基本層序は耕作土・床土直下に旧耕作土を認め、濁黄褐色粘質シルト質土を経て、黄橙色粘土に至る。遺構はトレンチ中央部から南部に集中し、北側には分布しない。土坑は長辺1.6m、短辺0.9m、深度0.2mを測る。埋土中には周辺の基盤層ブロックを多量に含有し、土坑墓の可能性が高い。
⑪	1.0×18.5	なし	なし	基本層序は⑩トレンチと同様。
⑫	1.0×10.5	なし	なし	基本層序は⑩トレンチと同様。
⑬	1.2×15.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に連続する水田層を認め、基盤層である黄褐色粘質土に至る。
⑭	0.9×15.0	なし	なし	基本層序は⑩トレンチと同様。
⑮	0.9×12.5	ピット1	なし	基本層序は⑩トレンチと同様。ピットを1基検出したが、深度は極めて浅く、遺物の出土は認められない。
⑯	1.2×14.0	なし	なし	基本層序は⑩トレンチと同様。
⑰	1.2×14.0	なし	なし	基本層序は耕作土・床土直下に基盤層を認め、周辺は顕著に削平された状況が窺える。
⑱	1.2×12.5	なし	なし	基本層序は⑩トレンチと同様。

第27表 各トレンチの概要(1)

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
⑬	A 1.2×6.5	包含層	須恵器坏・甕、焼土	基本層序は、耕作土・床土直下にグライ化した粘質土、混砂粘質土、砂質土の相互層が厚く堆積し（別図4、3～11層）、旧流路の堆積層を経て（別図4、12～15層）、基盤層である淡青色粘土に至る。相互堆積層からは須恵器坏が一定量出土し、その最下層からの出土量が最も多くなる（別図4、11層）。出土遺物は同一型式の須恵器坏が主体を占め、隣接する「釜ノ口竈跡」との関連が想定できる。
	B 1.3×8.0	なし	なし	基本層序は⑬Aトレンチに酷似するが、遺物の出土は確認できない。
	C 1.2×7.5	なし	なし	基本層序は⑬Bトレンチと同様。

第28表 各トレンチの概要（2）



写真60 ⑬トレンチ全景

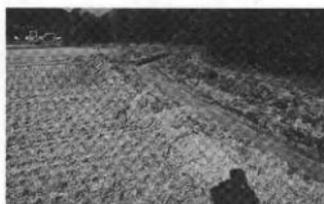


写真61 ⑬トレンチ全景



写真62 ⑬トレンチ遺構完掘状況



写真63 ⑬トレンチ土坑墓検出状況



写真64 ⑬Aトレンチ土層

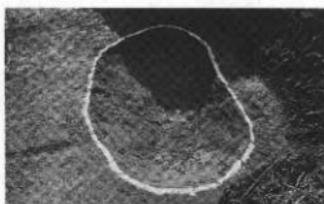
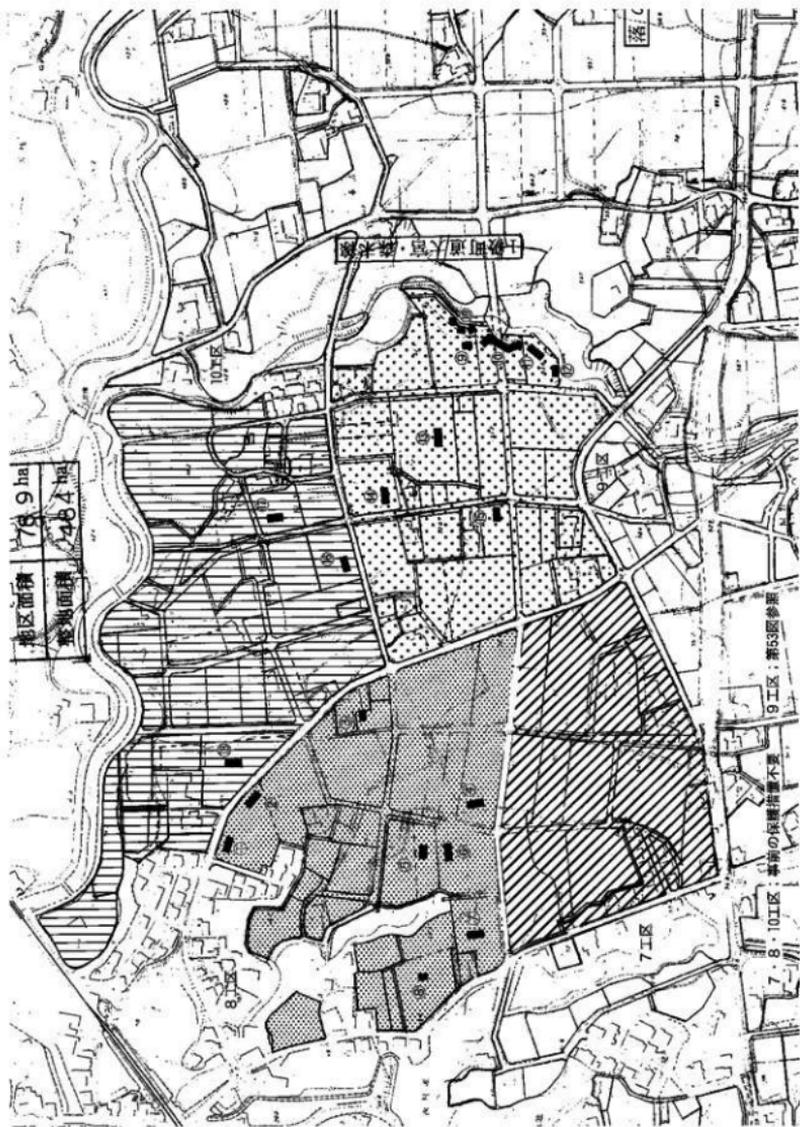
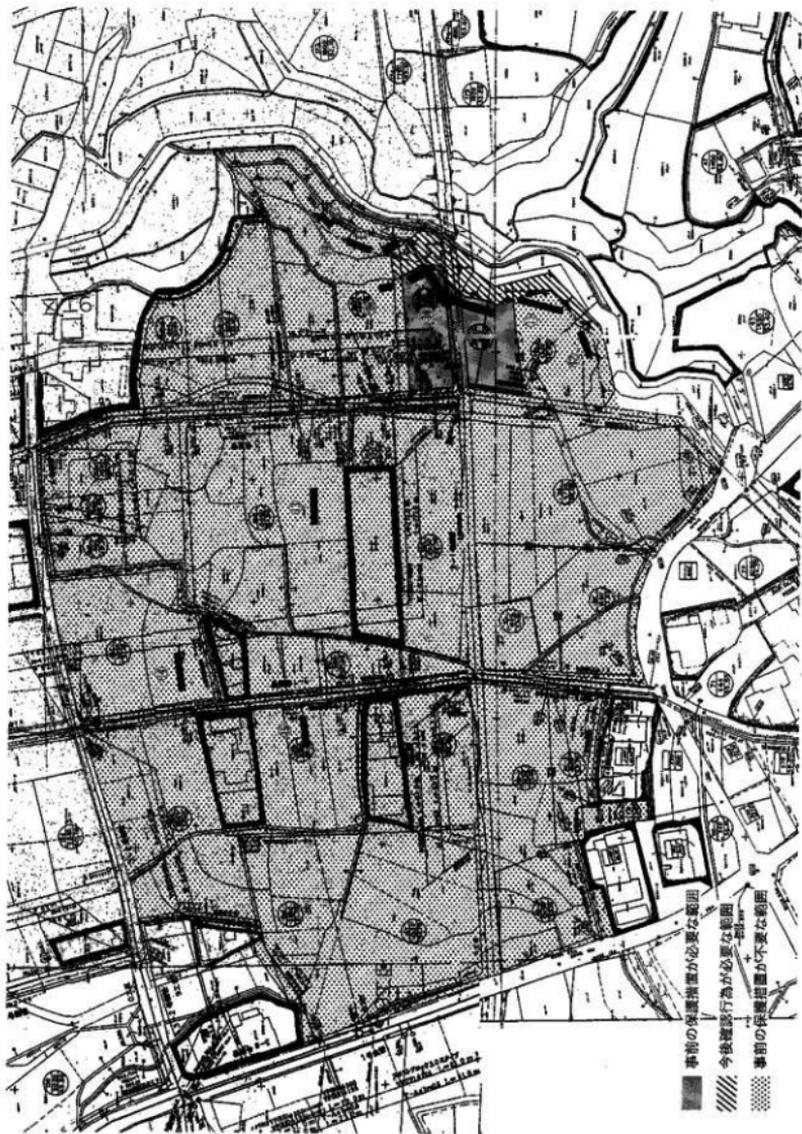


写真65 ⑬トレンチ土坑墓完掘状況



第52図 トレンチ配置図 (S=1/5,000)



第53図 9工区トレンチ配置図 (S=1/2,000)